

藤 枝 市 緑 の 基 本 計 画

『 四季回廊 ～緑でつなぐ 彩りあふれるまち～ 』



平成 28年 2月

藤 枝 市

～ 目 次 ～

序 章 はじめに	1
1 緑の基本計画とは	2
2 緑の基本計画と既存制度の関係	3
3 緑の役割	4
4 緑地の分類	5
5 計画の目標年次	6
6 計画の対象区域	6
7 将来人口（都市計画区域内人口）	6
第1章 現状把握	7
1－1 藤枝市の概要	8
1－2 緑地現況調査	8
（1）施設緑地の現況	8
（2）地域性緑地の現況	11
（3）緑地現況量の状況	12
（4）藤枝駅周辺の中心市街地の緑視率	14
（5）緑に対する市民の意識	16
第2章 課題の整理	19
2－1 課題の整理	20
第3章 緑の目標と基本方針	23
3－1 基本理念	24
3－2 施策の体系	26
3－3 基本目標・基本方針・施策の展開	28
3－4 数値目標	38
第4章 都市公園の整備方針	39
4－1 都市公園の整備方針	40
4－2 身近な都市公園の整備方針	42
第5章 緑化推進・緑地保全重点地区	44
5－1 緑化推進・保全重点地区	45
5－2 緑豊かな中心市街地の形成	46
5－3 緑豊かな四季回廊の拠点整備と保全	49
5－4 土地区画整理事業に伴う都市公園整備	53
第6章 計画の推進に向けて	55
6－1 計画の推進体制	56
6－2 計画の進行管理	56
参考資料 緑地の整備目標総括表	57

序章 はじめに

1. 緑の基本計画とは



(1) 計画策定の趣旨

本市は市内を流れる瀬戸川や朝比奈川の清流の源となる緑深い山並みや、市街地にもほど近い里山と肥沃な志太平野など豊かな自然環境に恵まれています。

また、身近な緑の憩いの場として市民に親しまれている蓮華寺池公園などの公園整備や、道路や学校などの公共施設の緑化を進めてきました。

こうした緑は人々の生活に潤いを与えるとともに良好な都市環境の形成や都市防災にも欠かすことのできないものであり、将来に亘って残していくべき貴重な資源です。

緑豊かで品格のある藤枝市の都市形成を目指し、将来あるべき姿を市民、事業者、行政それぞれが共有し、緑地の保全と緑化の推進を計画的に進めていくため、新しい「緑の基本計画」を策定します。

(2) 法律に根拠をおく緑に関する総合的な計画

「緑の基本計画」とは、都市緑地法第4条に規定されている「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことであり、都市公園の整備など都市計画による事業・制度のほか、道路の緑化、河川等の水辺、学校等の公共公益施設の緑化、住民や企業の緑化活動など民有地における緑地の保全や緑化、さらには緑化意識の普及啓発等ソフト面も含めた幅広い計画であり、目標と実現のための施策などを内容として策定する緑とオープンスペースに関する総合的な計画で、市町村がその区域内における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための都市における緑のマスタープランとして、平成6年の都市緑地保全法の改正により創設された計画制度です。

(3) 計画の内容

本計画では、おおむね次の内容を定めています。

- ① 緑地の保全及び緑化の目標
- ② 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項
- ③ 地方公共団体の設置に係る都市公園（都市公園法第2条1項に規定する都市公園をいう。）の整備の方針、その他保全すべき緑地の確保及び緑化の推進の方針に関する事項
- ④ 緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であって、重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区並びに当該地区における緑地の保全に関する事項
- ⑤ 緑化地域以外の区域であって、重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項

2. 緑の基本計画と既存制度の関係



緑の基本計画は、「第5次藤枝市総合計画」「藤枝市都市計画マスタープラン」を上位計画とし、「藤枝市景観計画」や「藤枝市中心市街地活性化基本計画」「藤枝市環境基本計画」などの計画と調和を図りながら策定する計画です。

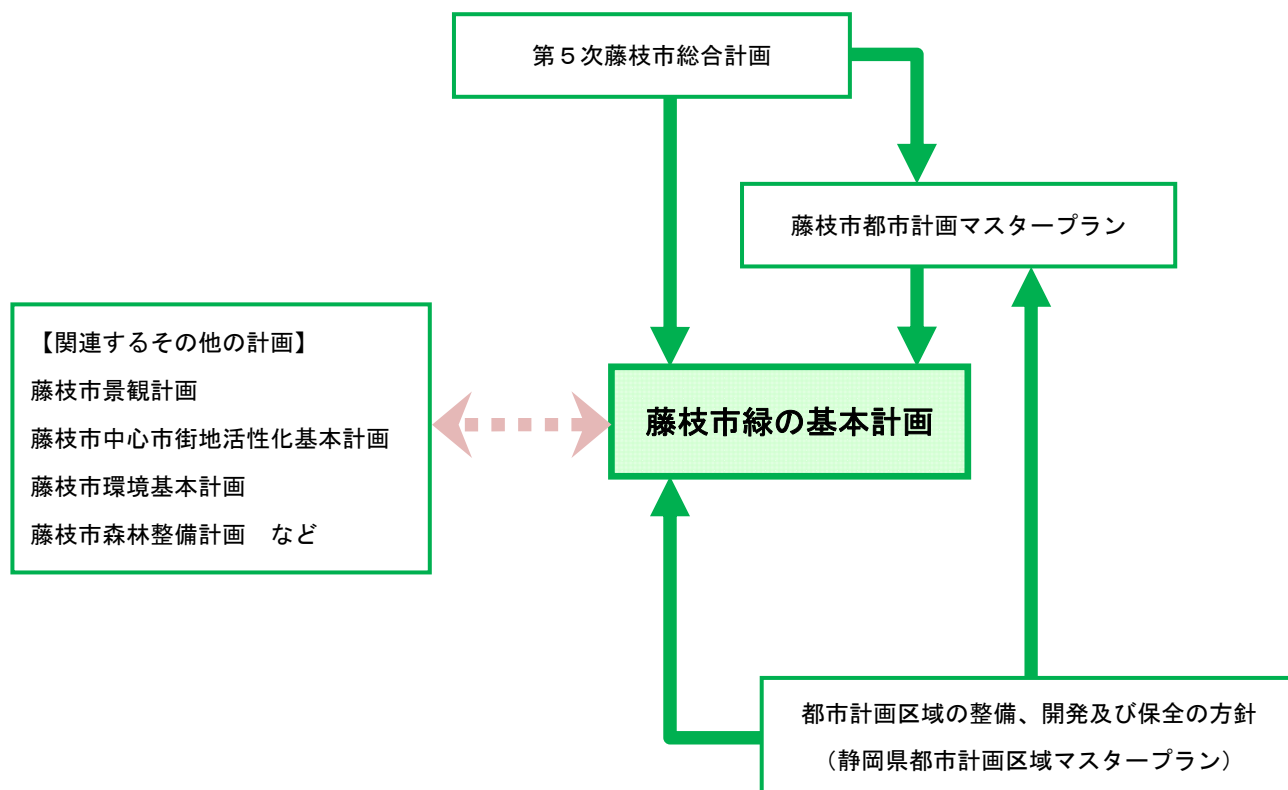


図 0-2 緑の基本計画と既存制度との関係

3. 緑の役割



緑は人々の豊かな生活を生み出していくために、多様な役割を有しています。市民が心身ともに健康に過ごすための必需品であり欠かせないものになります。

緑は下図のような機能を持っています。

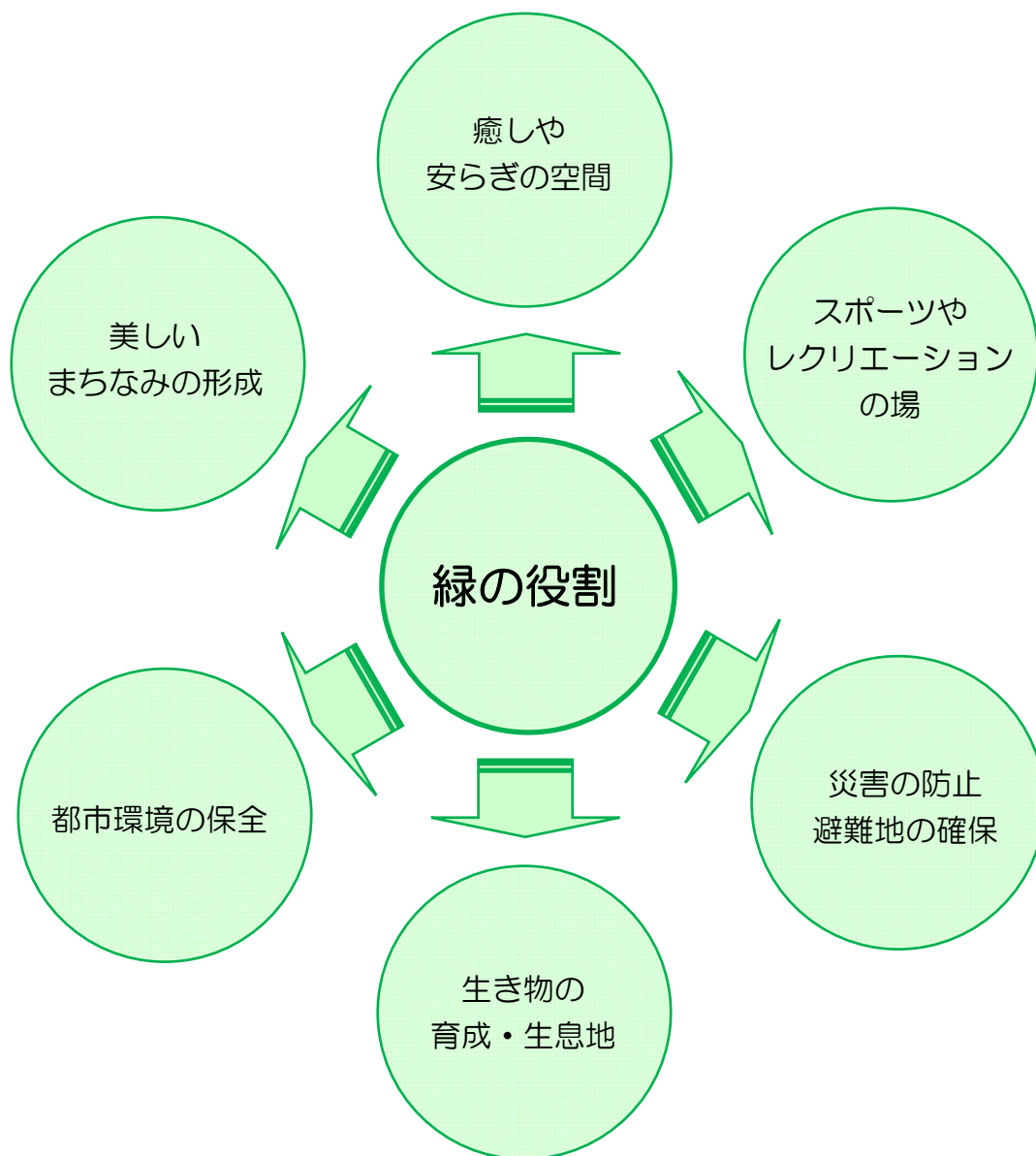


図 0-3 緑の役割

4. 緑地の分類



「緑の基本計画」が対象とする緑地は、以下の「施設緑地」と「地域制緑地」に分類され、それぞれの緑地は以下のように分類されております。

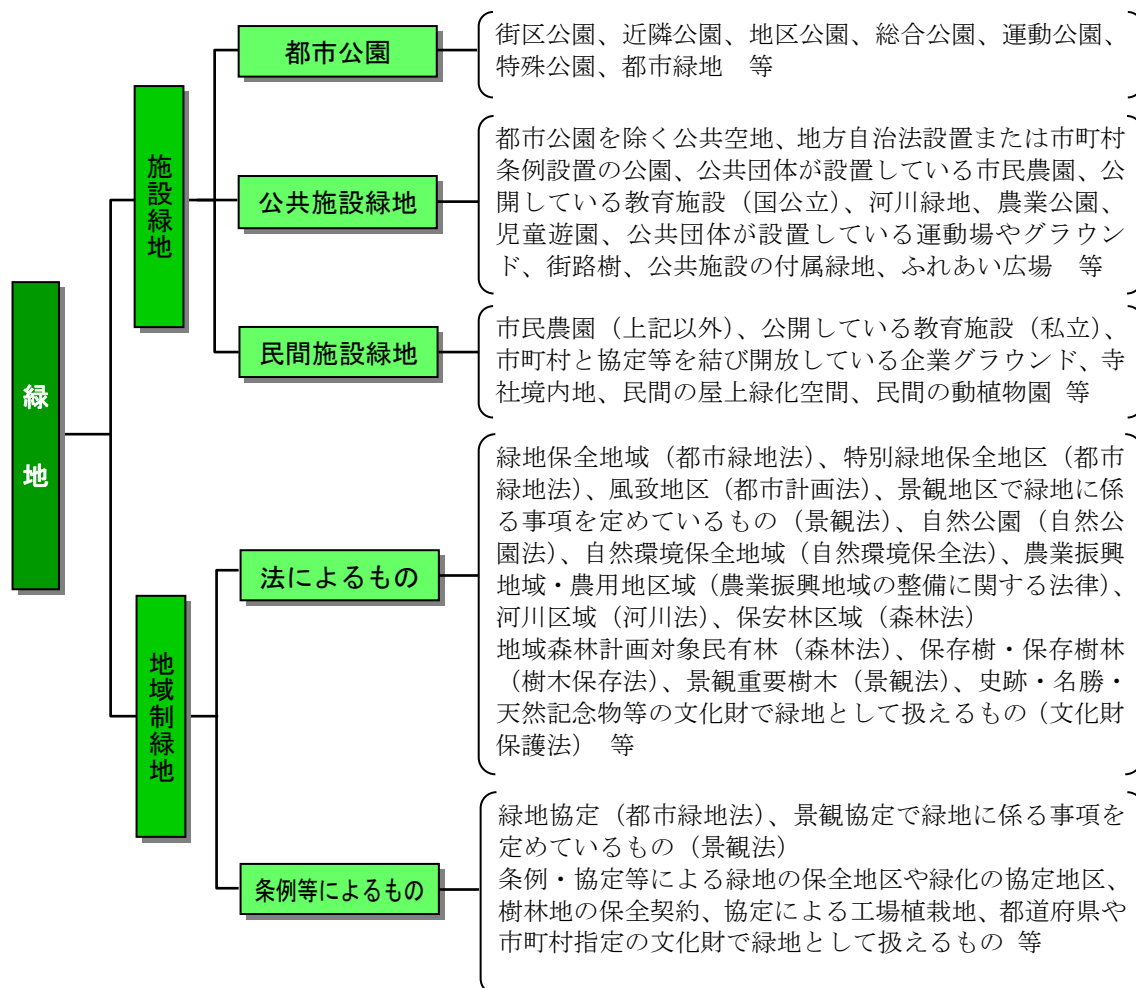


図 0-4 緑地の分類

5. 計画の目標年次



平成 4 2 年を目標とします

本計画は、平成 26 年（2014 年）を基準年とし、藤枝市都市計画マスタープランの目標年次である平成 42 年（2030 年）を目標とします。また、平成 32 年（2020 年）を中間目標とします。

ただし、今後の社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

6. 計画の対象区域



藤枝市都市計画区域を対象とします

都市緑地法に基づいて、本計画は、藤枝市都市計画区域を対象とします。

7. 将来人口（都市計画区域内人口）



平成 3 2 年	1 4 1, 7 0 0 人
平成 4 2 年	1 3 7, 6 0 0 人

本計画における都市計画区域内の将来人口を、平成 32 年を 141,700 人とし、平成 42 年を 137,600 人で設定します。（第 5 次総合計画後期計画人口フレームより推計）



第 1 章 現状把握

1-1 藤枝市の概要



静岡県のほぼ中央に位置しており、焼津市、島田市、静岡市と接し、面積は 194.03 k m²、豊かな緑に恵まれています。高根山から発する瀬戸川は市内を貫流し、駿河湾に注いでいます。瀬戸川や朝比奈川等の河川沿いの地区及び高草山を背にする山麓に茶園が開かれ、茶産地を形成しています。大井川下流の左岸に肥沃な志太平原が広がり市街地が形成されています。



図 1-1-1 藤枝市の位置づけ

かつて東海道の岡部宿、藤枝宿として栄え、市街地は田中城の城下町や東海道の沿道集落を中心に形成され、藤枝駅が設置されると、駅北側に新たに集落が形成され、典型的な駅前商店街として発展しました。昭和になると、家具や木工業、製造業が産業の中心となり、県都である静岡市の近郊都市としても発展しています。

1-2 緑地現況調査



(1) 施設緑地の現況（平成 27 年 3 月末現在）

施設緑地（都市公園、公共施設緑地、民間施設緑地）の現況を以下のとおりにとめます。

①都市公園の現況

表 1-2-1 都市公園の現況（都市計画決定済み）

平成 27 年 3 月末現在

種類	種別	数量（箇所）	計画面積（ha）	供用面積（ha）
住区基幹公園	街区公園	25	7.19	6.58
	近隣公園	6	11.70	10.60
都市基幹公園	総合公園	1	30.10	28.10
	運動公園	1	43.00	35.00
特殊公園		1	2.10	2.07
都市緑地		3	5.00	3.80
合 計		37	99.09	86.15

表 1-2-2 都市公園の現況（都市計画未決定）

平成 27 年 3 月末現在

種類	種別	数量（箇所）	供用面積（ha）	備考
住区基幹公園	街区公園	78	15.23	藤ヶ丘公園等
	近隣公園	1	1.74	おかべ巨石の森公園
都市緑地		5	3.64	青池公園等
合 計		84	20.61	



凡 例		
総合公園、運動公園		■
近隣公園	整備済	◆
	計画	◇
その他の都市公園・緑地	整備済	●
	計画	●



蓮華寺池公園



藤枝総合運動公園

【市民全般の利用に供する公園】



青木中央公園



うついち公園

【地域に居住する市民に供する公園】



金比羅山緑地



岩城山緑地

【自然環境の保全及び景観向上を図るために設ける緑地】



御子ヶ谷公園

【文化財の保護活用を図る公園】

②公共施設緑地の現況

表 1-2-3 公共施設緑地の現況

平成 27 年 3 月末現在

種類	種別	数量（箇所）	供用面積（ha）	備考
公共公益施設	学校	34	58.10	小学校・中学校 高等学校
	その他	23	18.28	市役所等
街路樹	街路樹	152	17.35	都市計画道路等 152 区間
河川緑地	河川緑地	5	1.5	
その他公園	その他公園	44	7.98	岡出山公園等
運動場	運動場	2	5.54	市民グラウンド 市民テニスコート
公共空地	自歩専用道	47	5.09	
	歩専用道	27	0.66	
	その他	3	0.37	河川遊歩道
条例等による	ふれあい広場	49	15.55	
合計		386	130.42	



岡出山公園

【その他の公園】



小川青島線

【街路樹】



五十海中央線

③民間施設緑地の現況

表 1-2-4 民間施設緑地の現況

平成 27 年 3 月末現在

種類	種別	数量（箇所）	供用面積（ha）	備考
民間施設	工場	34	31.43	工場立地法対象



【民間工場の緑地】

(2) 地域制緑地の現況（平成 27 年 3 月末現在）

地域制緑地（法によるもの、条例等によるもの）の現況を以下のとおりにまとめます。

①法によるもの

＜風致地区＞

指定無し

＜緑地保全地域＞

指定無し

＜特別緑地保全地区＞

指定無し

＜その他法によるもの＞

藤枝市中心部から北部山地にかけての市街化調整区域は、広範囲にわたり、農業振興地域の他、保安林に指定されています。また、瀬戸川と葉梨川を挟んだ経塚山から蓮華寺池にかかる本市中心部の丘陵地及び藤枝市と焼津市の境界にある高草山は、鳥獣保護区に指定されています。

②条例等によるもの

＜緑地協定＞

表 1-2-5 緑地協定の現況

平成 27 年 3 月末現在

名 称	地 区	認可年月日(最新)	面積 (ha)
藤枝ビュータウン	光洋台	H24. 7. 17	8. 56
清里第一地区	清里一丁目	H17. 8. 17	4. 11
清里第三地区	清里二丁目	H20. 4. 28	5. 78

＜建築協定＞

表 1-2-6 建築協定の現況

平成 27 年 3 月末現在

名 称	認可年月日(最新)	面積 (ha)	期間 (年)
藤枝東町	S57. 11. 18	5. 76	10 (継)
ふじえだ駿河台	H11. 2. 19	23. 64	15 (継)
第 2 次ふじえだ駿河台	S62. 4. 30	6. 80	15 (継)
藤枝サニーヒルズ	H11. 1. 29	2. 13	15 (継)
藤岡 5 丁目建築協定	H21. 8. 27	0. 79	10 (継)
ふじえだ水上・瀬戸新屋	H23. 3. 8	0. 76	15 (継)
ふじえだ南駿河台六丁目	H23. 3. 8	0. 87	15 (継)
エンブルタウン南駿河台	H24. 2. 2	0. 86	15 (継)
エンブルタウン南駿河台第 3	H25. 8. 20	0. 98	15 (継)
岡部町第一自治会	S56. 10. 31	5. 80	20 (継)
グリーンタウン三輪	H10. 5. 29	0. 60	15 (継)

(3) 緑地現況量の状況

緑地現況量を以下の表にとりまとめます。

上段：現況量 (ha)

下段：人口一人あたり現況量 (㎡/人)

表 1-2-8 緑地現況量の状況

区分			都市計画区域			備考
			市街化区域① (96,907 人)	市街化調整区② (42,447 人)	③＝①＋② (139,354 人)	
施設緑地	都市公園		34.95 (3.61)	71.82 (16.92)	106.77 (7.66)	
	公共空地、条例等によるもの		7.05 (0.73)	14.62 (3.44)	21.67 (1.56)	
	公共施設緑地		63.09 (6.51)	45.66 (10.76)	108.75 (7.80)	公共空地、条例等 によるものを除く
	民間施設緑地		24.43 (2.52)	7.00 (1.65)	31.43 (2.26)	
	施設緑地間の重複		1.84 (0.20)	0.00 (－)	1.84 (0.13)	
施設緑地合計			127.68 (13.18)	139.10 (32.77)	266.78 (19.14)	
地域制緑地	法によるもの	風致地区	－	－	－	
		緑地保全地域	－	－	－	
		特別緑地保全地区	－	－	－	
		ため池	0.02 (0.00)	0.08 (0.02)	0.10 (0.01)	
		その他法によるもの	－	1,671.70 (356.32)	1,671.70 (119.96)	保安林、農用地区 域
	協定によるもの		18.46 (1.90)	0.00 (－)	18.46 (1.32)	
	地域制緑地小計		18.48 (1.91)	1,671.78 (356.33)	1,690.26 (121.29)	
	地域制緑地間の重複		－	－	－	
地域制緑地の合計			18.48 (1.91)	1,671.78 (356.33)	1,690.26 (121.29)	
施設・地域制緑地間の重複(△)			0.01 (0.00)	0.05 (0.01)	0.06 (0.00)	総計で控除する
緑地現況量総計			146.15 (15.08)	1,810.83 (426.61)	1,956.98 (140.43)	

※都市計画人口・市街化区域人口・市街化調整区域人口は平成 22 年度国勢調査結果による。

①都市計画区域人口一人あたりの都市公園の供用面積

7.7㎡

都市計画区域人口一人あたりの都市公園の供用されている面積は、現在 7.7㎡ となっています。都市公園法施行令では、都市計画区域内の住民一人あたりの都市公園の敷地面積の標準は 10㎡ 以上とされています。

②市街地の面積に対する市街地の緑地の割合【緑地率】

10.0%

緑地とは、都市公園をはじめ、農地、樹林など、オープンスペースとして、社会的に持続性が保たれている区域をいいます。

市街地を豊かにする緑地は、市街地内の緑地に限らず、市街地周辺に隣接する山々や都市公園なども、市街地の背景として彩るものであり、特に緑深い山々などは、一度失えば戻ることはいない尊いものであり、その持続性の確保が重要であるため、緑地の保全を目的とした法規制や条例により保全していく必要があります。

以上のことから、市街地内の緑化の推進と共に、市街地周辺の山々などを地域住民と合意形成を図りながら、風致地区や緑地保全地域などの指定により、地域制緑地として保全していく面積を増やし、緑地率の向上を図ります。

本計画の緑地率とは、市街地の面積※に対して、市街地内の緑地と市街地周辺の緑地の面積の割合になります。現在の緑地率は、市街地内の緑地面積と市街地に隣接する蓮華寺池公園や藤枝市総合運動公園の面積により 10.0%となっています。

$$\text{【緑地率】} = \frac{\text{市街地内の緑地面積} + \text{市街地に隣接する緑地面積}}{\text{市街化区域面積} + \text{市街地に隣接する緑地面積}}$$

※市街地の面積とは、市街化区域面積と市街地に隣接する緑地面積の和になります。緑の基本計画ハンドブックに掲載されている計算方法により算出しています。



市街地の背景となる緑地

(4) 藤枝駅周辺の中心市街地の緑視率

藤枝駅周辺の中心市街地は本市の玄関口であり、来訪者に最も緑あふれるまちを印象づけることができる地区です。

今までは、都市公園や緑地など面積を指標として用いていきましたが、今後、中心市街地に緑化の面積を増やす事は非常に困難であるため、緑を感じる事ができる緑視率を指標として採用します。緑視率とは人の目に映る緑の量の割合のことであり、国土交通省の社会実験により緑視率 25%以上が緑を多く感じられる割合になります。

緑視率の測定箇所については、藤枝駅から来訪者が歩いて最初に見る主要な道路の歩道を基本とし、定点にて測定します。主要な箇所の緑視率は以下のとおりです。藤枝駅北口地区の緑視率が低い傾向となっています。

表 1-2-7 藤枝駅周辺の緑視率

平成 26 年 7 月計測

藤枝駅北地区		藤枝駅南地区	
藤枝駅北口広場	17.6%	藤枝駅南口広場	16.0%
(都) 藤枝駅広幡線	15.0%	(都) 藤枝駅吉永線	33.0%
(都) 藤枝駅青木線	17.8%	(都) 藤枝駅南循環線	23.5%
(都) 藤枝駅喜多町線	14.1%	(都) 小川青島線	32.8%
平 均	16.1%	平 均	26.3%
藤枝駅周辺の平均		21.2%	

藤枝駅北地区

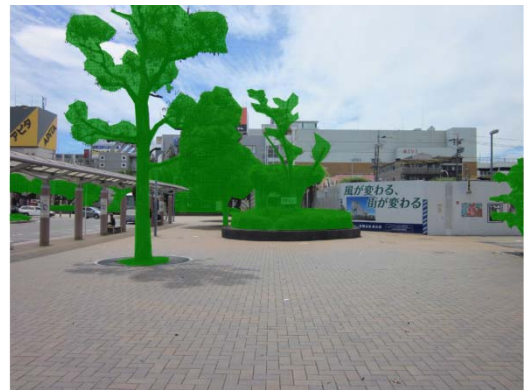


藤枝駅北口広場【緑視率 17.6%】

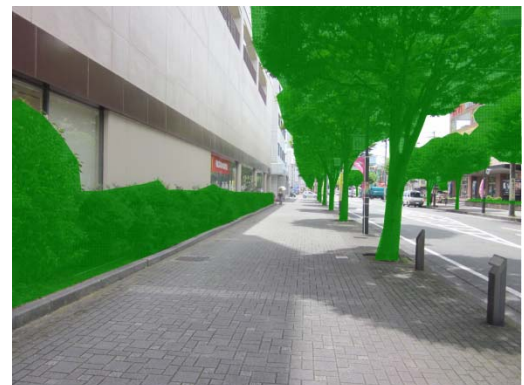


(都) 藤枝駅広幡線【緑視率 15.0%】

藤枝駅南地区



藤枝駅南口広場【緑視率 16.0%】



(都) 藤枝駅吉永線【緑視率 33.0%】

藤枝駅北地区



(都) 藤枝駅青木線【緑視率 17.8%】

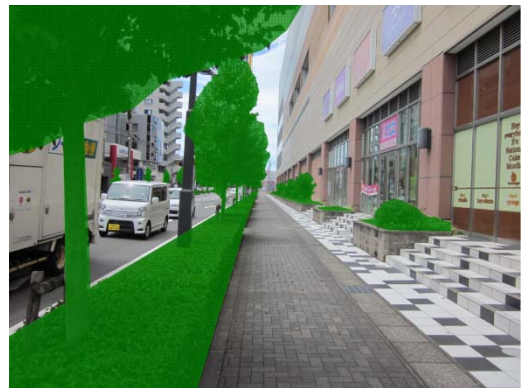
藤枝駅南地区



(都) 藤枝駅南循環線【緑視率 23.5%】



(都) 藤枝駅喜多町線【緑視率 14.1%】



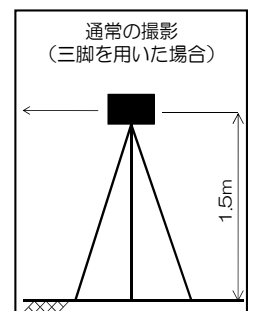
(都) 小川青島線【緑視率 32.8%】

①緑視率とは

緑視率とは、人の視野に占める草木などの「緑の面積」の割合のことです。人の視野に近い画像を撮影し、その内の緑の面積の割合を計測し緑視率を算出します。カメラを地上1.5mの高さに地面と平行に設置し撮影し計測します。

○緑視率＝（緑の面積）÷（撮影範囲の面積）

※緑の面積とは、樹木（幹、枝を含む）、草花、壁面緑化などで民地の緑も含まれます。



②緑視率の必要性

緑は都市の景観を向上させるほか、人の心に潤いや安らぎを与える効果もあります。

今までは、都市公園や緑地などの一人当たりの面積を指標として用いてきましたが、緑視率を新たな指標として加えることで、まちなかで目にする緑を増やし、市街地の緑視率を高め、潤いや癒しの空間が増すことで、まちの魅力が向上します。本市が目指す来訪人口や定住人口増加のためにも緑視率を定め、市民・事業者・行政が一体となって、まちなかの緑を増やし又は維持し、緑豊かな街並みを創出していくことが求められます。

(5) 緑に対する市民の意識

市民意識を把握するために、アンケート調査を実施しました。

①アンケート調査概要

調査対象	藤枝市在住 16 歳以上の市民 2,000 人
抽出方法	住民基本台帳より無作為抽出
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	平成 25 年 8 月 1 日(木)～平成 25 年 8 月 20 日(火)
回収結果	回収 788 人 回収率 39.0%

②集計結果の概要

●市内の水辺や緑の満足度

「2. やや満足」(42.1%)が最も多く、「1. 満足」(14.0%)と合わせ、56.1%の回答者が肯定的に捉えている。これに「3. やや不満」(19.3%)、「5. どちらとも言えない」(18.2%)が続く。

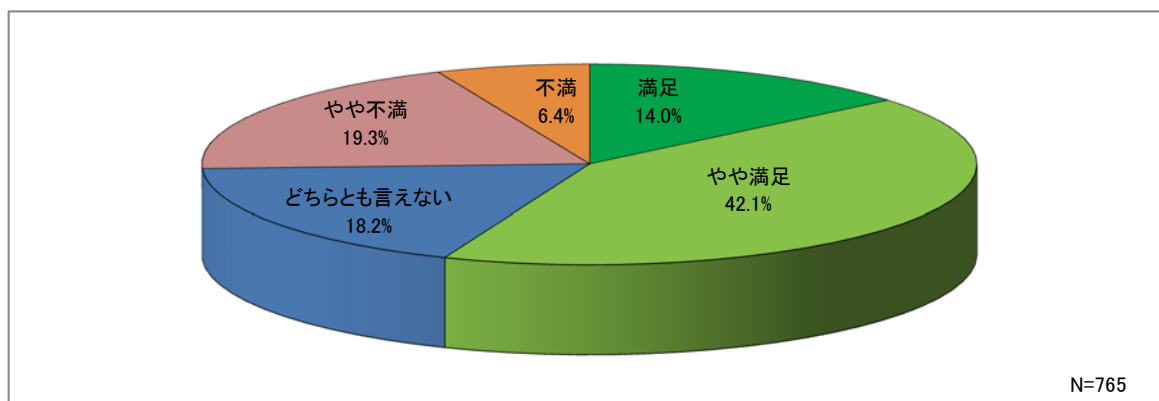


図 1-2-2 市内の水辺や緑の満足度

▼「満足」「やや満足」の理由（上位 3 項目）

- ①レクリエーションや健康づくりの場になっているから (193 件／45.2%)
- ②まちなかで季節を感じることができているから (179 件／41.9%)
- ③茶畑、里山、水田が田園風景をつくり出しているから (132 件／30.9%)

▼「不満」「やや不満」の理由（上位 3 項目）

- ①身近な緑や水辺に手入れが行き届いていないから (78 件／40.8%)
- ②近くに緑や水辺が少ないから (66 件／34.6%)
- ③緑や水辺がレクリエーションの場となっていないから (56 件／29.3%)

●藤枝市の緑や水辺の将来像について

「2. 河川や里山が適切に整備・管理された緑や水辺を保つべき」が最も多く、452 件となっている。これに「5. 藤枝市として、必要に応じて緑化や水辺づくりを進めていけばよい」314 件、「1. 手つかずの自然を多く残していくべき」208 件が続く。

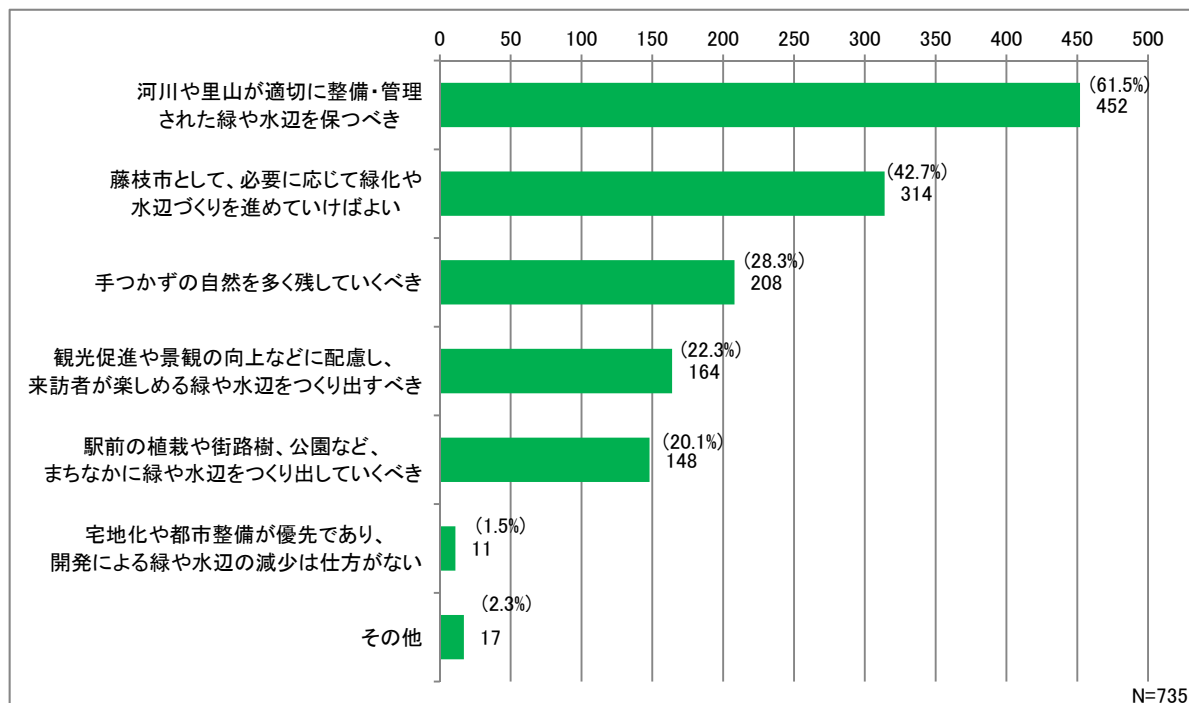


図 1-2-4 藤枝市の緑や水辺の将来像

●市内の公園の量について

「3. どちらとも言えない」(37.3%)が最も多くなっている。これに「2. おおむね満足」(34.4%)、「4. やや不満」(14.2%)が続く。

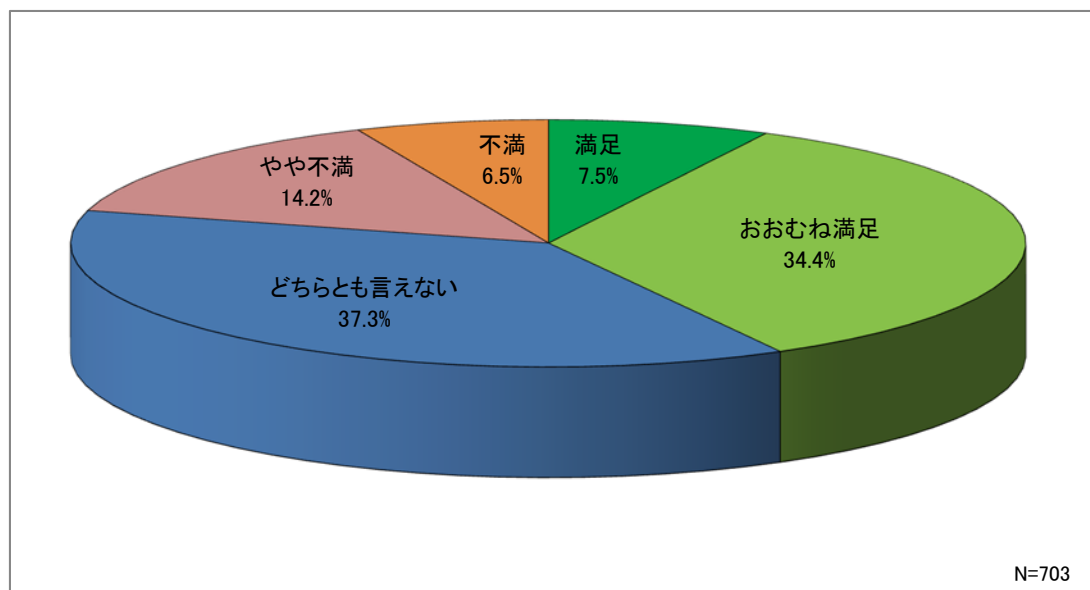


図 1-2-6 市内の公園の量

●市内の公園の質について

「2. おおむね満足」(37.7%)が最も多くなっている。これに「3. どちらとも言えない」(33.3%)、「4. やや不満」(17.5%)が続く。

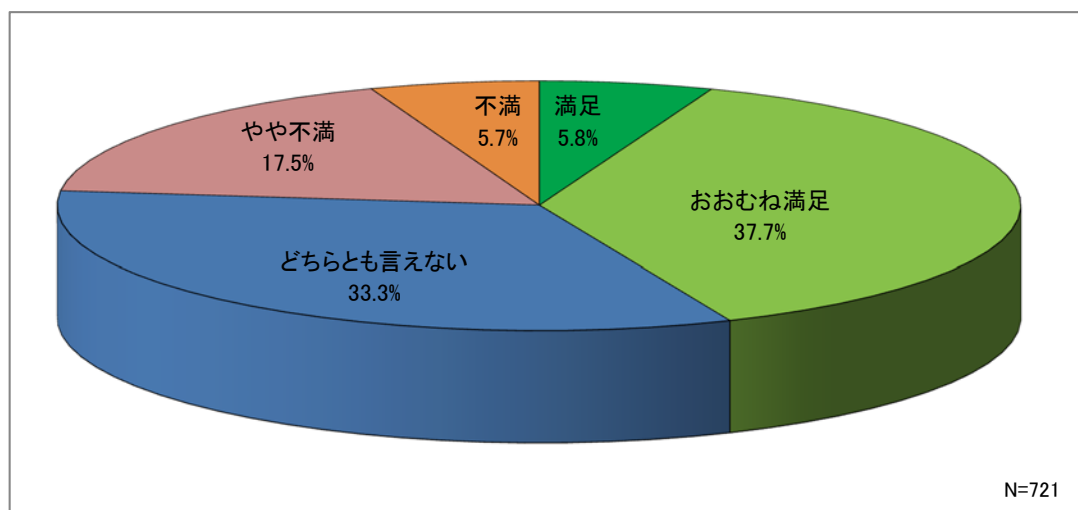


図 1-2-8 市内の公園の質※

※ここでの公園の質は、「人々が楽しめるか」「都市の緑の創出や自然環境の保全に繋がるか」「防災上の効果があるか」といった観点からの評価になります。

●市内の公園の整備や改修について

「2. 今ある公園の改修を進め、充実していく」(41.3%)に続いて、「3. 今ある公園を継続的に維持管理していく」(38.3%)、「1. 新たな公園の整備を進めていく」(14%)の順であり、既存の公園の改修や維持管理を求める意見が多い。

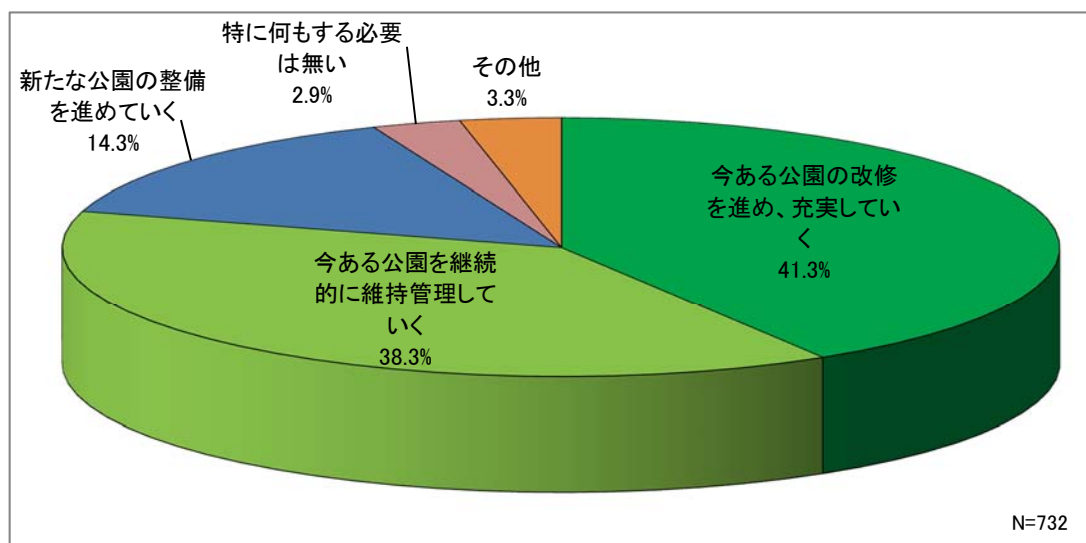


図 1-2-10 市内の公園の整備や改修

第 2 章 課題の整理

2-1 課題の整理



緑地・緑化の現況を踏まえた課題

本市の緑地・緑化の現況を踏まえ、緑地保全・緑化の課題を整理します。

①市民や事業者との協働・意識の向上

a 緑や水辺に係る市民活動・事業者活動の活性化への支援

環境意識の高まりなどにより、市民活動団体や事業者による森林・里山の保全活動や道路・河川などの緑化活動が活発化しています。本市においても市民活動団体や事業者による花壇の整備や公園の管理、河川の美化活動が行われており、行政としては、活動拠点や用具の手配、専門家の派遣など、必要な支援を図ることが必要です。

b 緑に関する意識向上

自然エネルギーや地球温暖化対策等の環境に対する意識は高まりつつあるものの、緑に関する意識は十分ではありません。市民が花と緑に親しみをもち、みんなで育てる楽しさを学ぶことで、緑から得られる「潤いや癒し」を肌で感じ、将来の緑のまちづくりの担い手となるよう意識の向上を図っていくことが必要です。

また、子どもたちから自然に触れ合う機会を増やすとともに、大人も含めて学習・体験の機会を提供し、さらに環境意識を育てることも必要となります。

②緑豊かな都市空間の創出

a 緑豊かな藤枝駅周辺の中心市街地の創出

藤枝駅周辺の中心市街地の大部分は基盤整備が完了し、さらなる住環境の充実に向け、市街地再開発事業が実施されています。緑地を保全、創出する仕組みや制度をより確立し、緑化を含めた景観づくりに先導的な役割を担っていく必要があります。緑あふれる空間創出のため、緑化誘導の仕組みの整備を検討するとともに、公共空間の緑地の整備等を積極的に進めることが求められます。

b 民有地の緑化の推進

市街地の緑地を確保するためには民有地の緑化も重要となります。

住宅地では地域全体で緑化を進めることが求められ、商業地では地域住民だけでなく、来訪者にとって快適で魅力的な空間づくりが求められるため、限られたスペースを活用した緑化が望まれます。また、事業用地においても関係法令に基づいた積極的な緑化を図っていくことが求められます。

③緑地・緑化の整備促進

a オープンスペースの利活用と既存公園の再整備

市街地内では、都市公園の配置に偏りが見られますが、人口減少、少子高齢化による税収減などの社会情勢を踏まえ、公共空地や既存の河川や樹林地等のオープンスペースを活用し、地域住民が日常的に利用できる身近な公園として整備していくことが必要となります。

また、既存公園では施設や樹木の老朽化が進み、市民の憩いの場として施設の長寿命化やバリアフリー・ユニバーサルデザイン、遊具の安全性の確保、防災機能や景観の向上などを考慮して再整備を計画的に着実に推進することが求められます。

b 水辺の保全と整備

蓮華寺池公園や青池公園は、市民が親しめる水の拠点として保全と整備を進める必要があります。また、瀬戸川、朝比奈川、栃山川は、日常的に水辺に親しめる空間として、河川沿いの桜並木などとともに自然環境及び景観の保全整備を行い、魅力の向上を図る必要があります。

c 公共空間の更なる緑化

市民の緑化意識を高めるため、まずは公共施設が緑化のモデルとなり、より多くの緑地を確保していく必要があります。また、街路樹などの植栽は、排気の緩衝や延焼防止、緑のネットワーク形成、景観の向上などの重要な機能を有していますが、樹木や植栽施設の老朽化、適切な樹種の植栽等が必要であり、地域住民と一体となった適切な維持・管理が求められます。

④緑地の保全と整備

a 地域の個性を形成する緑地の保全

旧東海道の松並木、寺社仏閣の社叢や鎮守の森、河川沿いの桜並木などは、地域の個性を形成する身近な緑地であり、市街地内の貴重な緑地として保全・整備を図る必要があります。

また、岡田山公園などの市街地内のまとまった貴重な緑地が失われないように、各種法制度などを活用し、身近な緑地として大切に保全していく必要があります。

b 市街地の背後に広がる森林の保全と整備

本市の北部から東部にかけて連なる高根山、高尾山、菩提山、高草山などは、市街地の背景としての機能を担っており、水源涵養や防災上重要な緑地として、自然環境及び景観の保全を図る必要があります。また、森林を楽しむことも重要なことであり、花倉城址や宇津ノ谷峠などの歴史的資源やキャンプ場やハイキングコースなどのレクリエーション施設をあわせて整備・活用を図る必要があります。

c 里山の保全・活用

市街地に隣接する潮山一帯や経塚山などの里山は、市街地の背景を形成する「緑の屏風」として、開発を抑制し適切に保全を図る必要があります。また、これらは市民に身近な緑であり、散歩や自然観察、子どもの遠足や自然学習などの場として利用されてきたことから、今後は、緑地保全活動と連携しながら、緑と直接ふれあう場として活用することが求められています。

D 災害への対応

東海地震や南海トラフ巨大地震の発生が懸念されている地域にある本市においては、延焼遅延、避難場所などの防災機能を持つ緑の重要性を念頭に置いて、一次避難地や防災拠点の少ない地域への公園の計画的な配置、延焼遅延に寄与する緑の確保などが必要となっています。

また、台風などの土砂災害の脅威に対して、山地・丘陵地を多く抱える本市は防災・減災に向けた森林の適切な維持管理の必要性が高まっています。

e 農地の保全の仕組みづくり

南部を中心に広がる農地は広大な田園風景を形成する緑地として、また、市街地に隣接する水田・畑などの農地は貯水機能や身近な緑のオープンスペースの機能として、適切に保全、維持管理する必要があります。また、市民農園としての活用や農業法人の参入など、農地を保全する仕組みづくりが求められています。



第3章 緑の目標と基本方針



四季回廊 ～ 緑でつなぐ 彩りあふれるまち ～

本市は、瀬戸川、朝比奈川、栃山川などの河川を中心に良好な自然環境が形成され、まちなかには市民の憩いの場として親しまれる蓮華寺池公園などがあり、身近に緑と水辺を感じることものできる自然があふれています。

これら先人から受け継いだ緑の財産を資源とし、「育て」「創り」「守る」ことで、蓮華寺池公園や藤枝総合運動公園、金比羅山緑地などの緑の拠点、そして中心市街地や旧東海道沿いの商店街などのまちの拠点を瀬戸川や栃山川、朝比奈川などの河川緑地を軸とした水辺空間や幹線道路の街路樹でつなぎ、春・夏・秋・冬それぞれの季節を彩る花や緑によって、四季の装いを奏でる都市を形成することを基本理念とします。

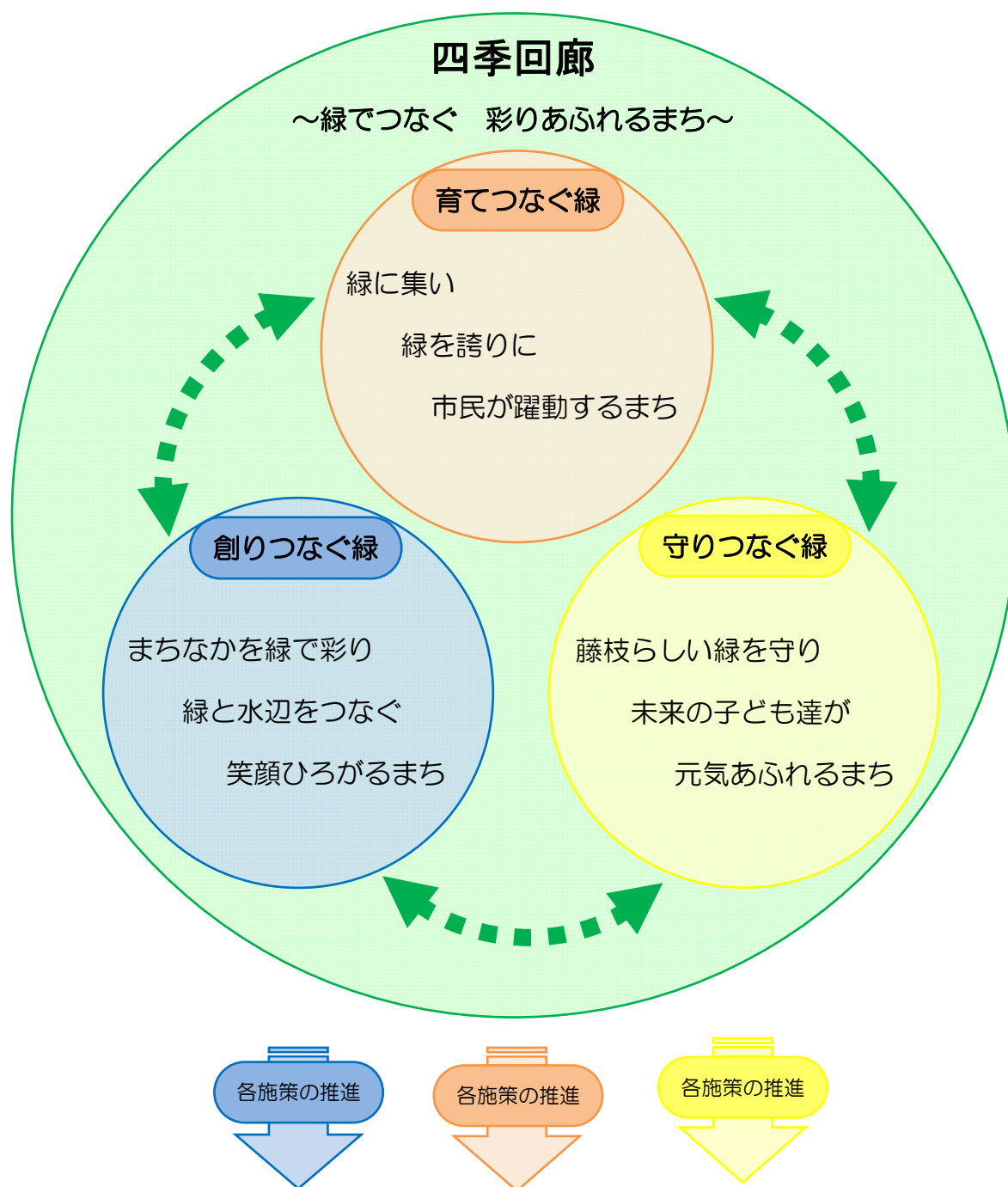
緑があふれ、四季それぞれに特徴ある姿をみせる四季回廊を形成した藤枝は、まちの魅力が高まり、協働により花や緑で彩られたまちは、市民の笑顔があふれ、人々の心を明るく彩り、心身の健康が増進され、市民相互のつながりを深め、人々が多く集まることにより、まちが活性化し賑わいを創出します。

このように、基本理念である四季回廊を推進し、『ひととまちが健康で活力あるまち藤枝』を目指します。



図 3-1-1 将来像イメージ図

基本理念イメージ図



四季回廊推進による効果

- | | | |
|--------------|---------------|---------------|
| ○まちに緑があふれます | ○まちの環境が高まります | ○まちの魅力が高まります |
| ○ひとの笑顔があふれます | ○心身の健康が増進されます | ○ひとのつながりを深めます |
| ○まちが賑わいます | ○住みやすいまちになります | ○緑を未来につなげます |

図 3-1-2 基本理念イメージ図

3-2 施策の体系



基本理念を実現するため、以下のとおり基本目標、課題基本方針を定め、施策を進めます。

基本理念

基本目標

課題

基本方針

四季回廊
「緑でつながり彩りあふれるまち」

育て つながる緑

緑に集い
緑を誇りに
市民が躍動するまち

【市民や事業者との協働・意識の向上】

- ・ 緑や水辺に係る市民活動
事業活動の活性化への支援
- ・ 緑に関する意識向上

育

緑化活動に取り組む市民活動団体を支援し
活動を活性化させます

育

緑に関する意識向上を図り市民全体で
緑のまちづくりを進めます

育

緑に関する情報を発信し、花と緑の普及を進めます

創り つながる緑

まちなかを緑で彩り
緑と水辺をつなぐ
笑顔ひろがるまち

【緑豊かな都市空間の創出】

- ・ 緑豊かな藤枝駅周辺の
中心市街地の創出
- ・ 民有地の緑化の推進

創

目に映る緑を増やし、来訪者が潤いと癒し
を感じる空間を創出します

創

市民ニーズを踏まえ、誰もが安心して
利用できる緑地の整備を進めます

創

市民や来訪者が、季節を感じる四季回廊
づくりを進めます

守り つながる緑

藤枝らしい緑を守り
未来の子ども達が
元氣あふれるまち

【緑地の保全と整備】

- ・ 地域の個性を形成する
緑地の保全
- ・ 市街地の背後に広がる
森林の保全と整備
- ・ 里山の保全・活用
- ・ 災害への対応
- ・ 農地の保全の仕組みづくり

守

市街地の背景を形成する山並みを“緑の屏風”と
位置づけ、開発を抑制し適切に保全を図ります

守

貴重な歴史・文化的な緑を保全し
本市の都市づくりに活用します

守

主要な河川を都市の貴重な都市緑地として
位置づけ保全を図ります

主な施策

○市民や事業者との協働による取り組みの促進

- ・花の会等の緑化活動団体の支援 ・まち美化里親団体による緑化活動の促進 ・まち美化里親団体の締結の促進
- ・まち美化里親団体の表彰 ・河川愛護団体の支援

○花と緑のイベント等の開催

- ・花と緑のイベント開催（植木まつり、桜まつり、藤まつり、アーモンドまつり、椿まつり）
- ・花壇コンテストの実施（小中学校内、道路植栽） ・緑のまち絵画コンクールの実施
- ・グリーンカーテンコンテストの実施 ・グリーン・ツーリズムの推進 ・ウォーキングイベントの開催

○緑の啓発活動と環境教育の推進

- ・出前講座の開設 ・エコリーダーの認定 ・環境学習講座の実施 ・プレイパークの拡充

○花と緑の情報収集と発信の強化

- ・緑の満足度調査の実施 ・緑のビューポイントの紹介 ・ふじえだ花めぐりマップの作成
- ・ハイキングコースの紹介 ・『かぜのたより』による旬な情報の発信 ・花と緑のイベントの開催（再掲）

○中心市街地の緑化の促進

- ・道路植栽の更新と適切な維持管理 ・開発施設の壁面緑化の促進 ・地区計画による緑化の促進
- ・グリーンカーテン設置の促進 ・ハンギングバスケットやプランター設置等の促進

○民有地の緑化の促進

- ・生垣づくり補助制度による緑化の支援 ・記念樹配布による緑化の促進
- ・地区計画、緑地協定、建築協定などによる緑化の促進 ・開発許可制度や工場立地法に基づく緑地の確保
- ・ハンギングバスケットやプランター設置等の促進（再掲） ・壁面緑化の促進（再掲） ・グリーンカーテン設置の促進

○身近な公園の整備

- ・公園整備計画の策定 ・水守地区公園整備の推進（近隣公園1箇所、街区公園3箇所） ・借地公園整備の検討
- ・ふれあい広場の都市公園化の検討 ・都市公園長寿命化計画の策定 ・公園施設再整備の推進

○河川・湖沼の水辺空間の整備

- ・環境に配慮した多自然型河川整備の推進 ・河川遊歩道整備の推進 ・親水空間整備の推進 ・青池公園の保全

○花と緑の拠点整備及び保全

- ・蓮華寺池公園の魅力アップ事業の推進 ・瀬戸川地区の桜並木の保全 ・四季の拠点の緑化の推進及び保全
- ・道路植栽の更新と適切な維持管理（再掲） ・ハイキングコースの保全

○四季回廊ネットワークの情報発信

- ・四季回廊ネットワークの紹介 ・ふじえだ花めぐりマップの作成（再掲） ・『かぜのたより』による旬な情報の発信（再掲）
- ・観光ポータルサイトと連携した花や緑の情報発信 ・ハイキングコースの紹介（再掲）

○市街地周辺の緑や里山の保全

- ・風致地区等の指定による緑の保全 ・森林整備計画に基づく森林の保全 ・農地維持活動による里山の保全
- ・耕作放棄地の有効活用の推進 ・放置竹林対策の推進 ・ハイキングコースの保全（再掲）

○歴史・文化的緑の保全

- ・旧東海道松並木の保全 ・指定文化財（天然記念物）の保全 ・史跡（歴史）公園の保全

○都市緑地の指定

- ・主要河川の都市緑地の指定 ・既存緑地の都市緑地の指定

3-3 基本目標・基本方針・施策の展開



本市の自然的条件、社会的条件、公園や緑地の配置計画等から、「育てる・創る・守る」からなる緑の将来像を設定し実現を図ります。

育てつなぐ緑

基本目標（１） 緑に集い緑を誇りに市民が躍動するまち

市民が楽しみ、市民が育て、市民が守る体制をつくるため、緑に関する意識を高め、市民・事業者・行政が協働で緑の創出と維持管理を進めます。

基本方針

- 緑化活動に取り組む市民活動団体を支援し活動を活発化させます
- 緑に関する意識向上を図り、市民全体で緑のまちづくりを進めます
- 緑に関する情報を発信し、花と緑の普及を進めます



人をつなぐ

施策の展開

①市民や事業者との協働による取り組みの促進

既存団体に加え、新たな市民活動団体等が参加しやすい環境を整え、道路や河川等の緑化保全活動を活発化するように促進します。

【具体的な施策】

- ・ 花の会等の緑化活動団体の支援
- ・ まち美化里親団体による緑化活動の促進
- ・ まち美化里親団体の締結の促進
- ・ まち美化里親団体の表彰
- ・ 河川愛護団体の支援



花の会による緑化活動



市民による緑化活動

②花と緑のイベント等の開催

花と緑のイベントや道路植栽樹、地域の公園、学校の花壇等で花と緑のコンテスト等を開催し、花と緑に親しみをもち、みんなで育てる楽しさとともに緑について学ぶことで、将来の緑のまちづくりの担い手となるよう意識の向上を図るように推進します。

【具体的な施策】

- ・花と緑のイベントの開催（植木まつり、桜まつり、藤まつり、アーモンドまつり、椿まつり）
- ・花壇コンテストの実施（小中学校内、道路植栽）
- ・緑のまち絵画コンクールの実施
- ・グリーンカーテンコンテストの実施
- ・グリーン・ツーリズムの推進
- ・ウォーキングイベントの開催



植木まつり



グリーンカーテン

③緑の啓発活動と環境教育の推進

自然や環境を学ぶことで、将来の緑のまちづくりの担い手となるよう意識の向上を図るように推進します。

【具体的な施策】

- ・出前講座の開設
- ・エコリーダーの認定
- ・環境学習講座の実施
- ・プレイパークの拡充



出前講座(藤の育て方教室)



プレイパーク(蓮華寺池公園)

④花と緑の情報収集と情報発信の強化

季節ごとに見頃となる花の情報や必見スポットなどの情報を提供し、市民に広く知られていない美しいグリーンスポットを紹介することにより、市民に対し積極的に外出することを促し、緑に親しむ機会を増やすように推進します。

【具体的な施策】

- ・緑の満足調査の実施
- ・緑のビューポイントの紹介
- ・ふじえだ花めぐりマップの紹介
- ・ハイキングコースの紹介
- ・『かぜのたより』による旬な情報の発信
- ・花と緑のイベントの開催（再掲）

創りつなぐ緑

基本目標（２） まちなかを緑で彩り緑と水辺をつなぐ笑顔ひろがるまち

志太榛原地域の中核都市にふさわしい緑豊かな市街地を形成するため、目に見える緑の配置や緑と水辺のネットワークを作り花と緑の回廊づくりを進めます。

基本方針

- 目に映る緑を増やし、来訪者が潤いと癒しを感じる空間を創出します
- 市民ニーズを踏まえ、誰もが安心して利用できる緑地の整備を進めます
- 市民や来訪者が、季節を感じる四季回廊をつくります



緑をつなぐ

施策の展開

① 中心市街地の緑化の促進

藤枝駅周辺の中心市街地では、「来る人、住む人、充実満足 営み溢れ持続可能な“生活・交流都心”」を目指し、市街地再開発事業等の様々な事業が行われていますが、緑化を含めた景観づくりの先導的な役割を担い、周辺に波及するよう推進します。

そこで、来訪者が目で見えて感じる緑の指標「緑視率」を採用し、道路植栽の更新や維持管理に止まることなく、市民や事業者と一体となってプランターやハンギングバスケットの設置、或いはグリーンカーテンを設置することにより市街地の緑視率を向上させ、潤い・癒しの魅力を高めることを目指します。

中心市街地の緑視率を、現在※の 21.2%から、平成 32 年度には 23.0%、平成 42 年度には 25.0% とすることを目指します。（※平成 26 年 7 月計測）

【具体的な施策】

- ・道路植栽の更新と適切な維持管理
- ・開発施設の壁面緑化の促進
- ・地区計画による緑化の促進
- ・グリーンカーテン設置の促進
- ・ハンギングバスケットやプランター設置等の促進



開発施設の壁面（屋上）緑化状況（駅前）



ハンギングバスケットのイメージ

②民有地の緑化の促進

民有地の緑化は、市街地の緑地を確保するためにも重要になります。地区計画や緑地協定などにより地区全体の総合的な緑化を図るとともに、生垣づくり補助制度の活用による家庭の緑化、開発許可制度や工場立地法などに基づく緑化を図るように促進します。

○住宅地

住宅地の緑化は、地区全体に進むことによって住民の緑に対する意識向上や景観の向上が図られていきます。このため、ブロック塀に替わる生垣の普及や新規宅地開発に伴う緑地の確保を促進します。

【具体的な施策】

- ・生垣づくり補助制度などによる緑化の支援
- ・記念樹配布による緑化の促進
- ・グリーンカーテン設置の促進（再掲）
- ・地区計画、緑地協定、建築協定などによる緑化促進
- ・開発許可制度に基づく緑地の確保

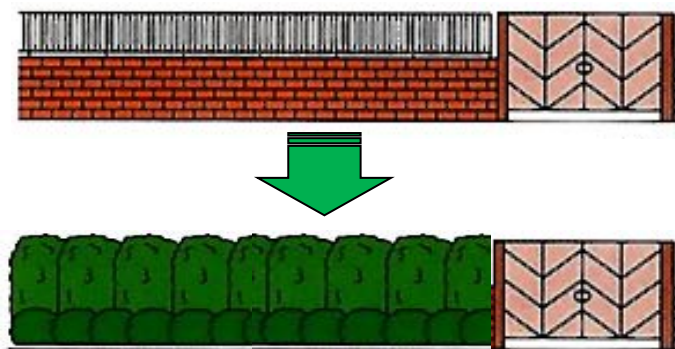


図 4-1-1 生垣への変更イメージ



住宅地の緑化(清里)



住宅開発による公園配置

○商業地

商業地の緑化は、都市の環境や景観の向上を図る上で必要不可欠なものです。そこで、ハンギングバスケットやプランターの設置、建物の壁面緑化、開発に伴う緑地の確保を促進し、来訪者へ本市の魅力を伝え、おもてなし強化を図ります。また、余剰地の少ない商業地では、施設管理者と調整を図り、歩道等の公共施設を利用した緑化の強化も同時に図ります。

【具体的な施策】

- ・ハンギングバスケットやプランター設置等の促進（再掲）
- ・壁面緑化の促進（再掲）
- ・グリーンカーテン設置の促進（再掲）
- ・開発許可制度に伴う緑地の確保（再掲）



ハンギングバスケットイメージ

○工業地

工業地の緑化は、都市環境の向上を図る上で重要なものです。そこで、開発許可制度、工場立地法、地区計画制度などに基づく緑化により、工場敷地内だけでなく、敷地外部に対する緩衝帯としての緑化を促進します。

【具体的な施策】

- ・ 開発許可制度や工場立地法に基づく緑地の確保
- ・ 地区計画等による緑地の促進（再掲）



工業地の緑化



工業地の緑化

③身近な公園の整備

公園整備計画を策定し、各地域にバランスよく適正に公園を配置します。公園の整備手法において借地方式等も検討していきます。また、公園の長寿命化についても計画的に整備していきます。

都市公園の供用面積を、現在※の $7.7 \text{ m}^2/\text{人}$ から、平成 32 年度には $8.5 \text{ m}^2/\text{人}$ 、平成 42 年度には $10.0 \text{ m}^2/\text{人}$ とすることを目指します。（※平成 27 年 3 月現在）

【具体的な施策】

- ・ 公園整備計画の策定
- ・ 水守地区公園整備の推進（近隣 1 箇所・街区 3 箇所）
- ・ 借地公園整備の検討
- ・ ふれあい広場の都市公園化の検討
- ・ 都市公園長寿命化計画の策定
- ・ 公園施設再整備の推進



身近な公園(うついち公園)



施設を再整備した身近な公園(駅前公園)

④河川や湖沼の水辺空間整備

市街地を流れる瀬戸川、栃山川、葉梨川、朝比奈川等の河川や蓮華寺池、青池などは、水質の維持及び生態系の保全に努めるとともに、河川沿いの散策路の設置など、市民に親しまれる水辺空間の整備を推進します。

【具体的な施策】

- ・環境に配慮した多自然型河川整備の推進
- ・河川遊歩道整備の推進
- ・親水空間整備の推進
- ・青池公園の保全



河川遊歩道(栃山川)



青池公園

⑤花と緑の拠点整備及び保全

四季回廊の中心的な、緑の拠点である蓮華寺池公園の再整備（魅力アップ事業）の推進や瀬戸川の桜並木をはじめとする四季の拠点や拠点をつなぐ道路植栽等の緑を積極的に保全します。

【具体的な施策】

- ・蓮華寺池公園の魅力アップ事業の推進
- ・瀬戸川地区の桜並木の保全
- ・四季拠点の緑化の推進及び保全
- ・道路植栽の更新と適切な維持管理（再掲）
- ・ハイキングコースの保全

⑥四季回廊ネットワークの情報発信

本市は四季を通じて様々な花が咲き乱れており、蓮華寺池公園など、常に花や緑を身近に感じることができるスポットが多数存在しています。これらを河川や道路で繋ぎ、市民や来訪者がいつでも花や緑を楽しめる四季回廊ネットワークの情報を発信します。

【具体的な施策】

- ・四季回廊ネットワークの紹介
- ・ふじえだ花めぐりマップの作成
- ・観光ポータルサイトと連携した花や緑の情報発信
- ・『かぜのたより』による旬な情報の発信
- ・ハイキングコースの紹介（再掲）

四季回廊 花と緑のネットワーク

緑の核 蓮華寺池公園の四季

フジ・サクラ・サツキ

ツツジ・シャクナゲ

ウメ

サルスベリ

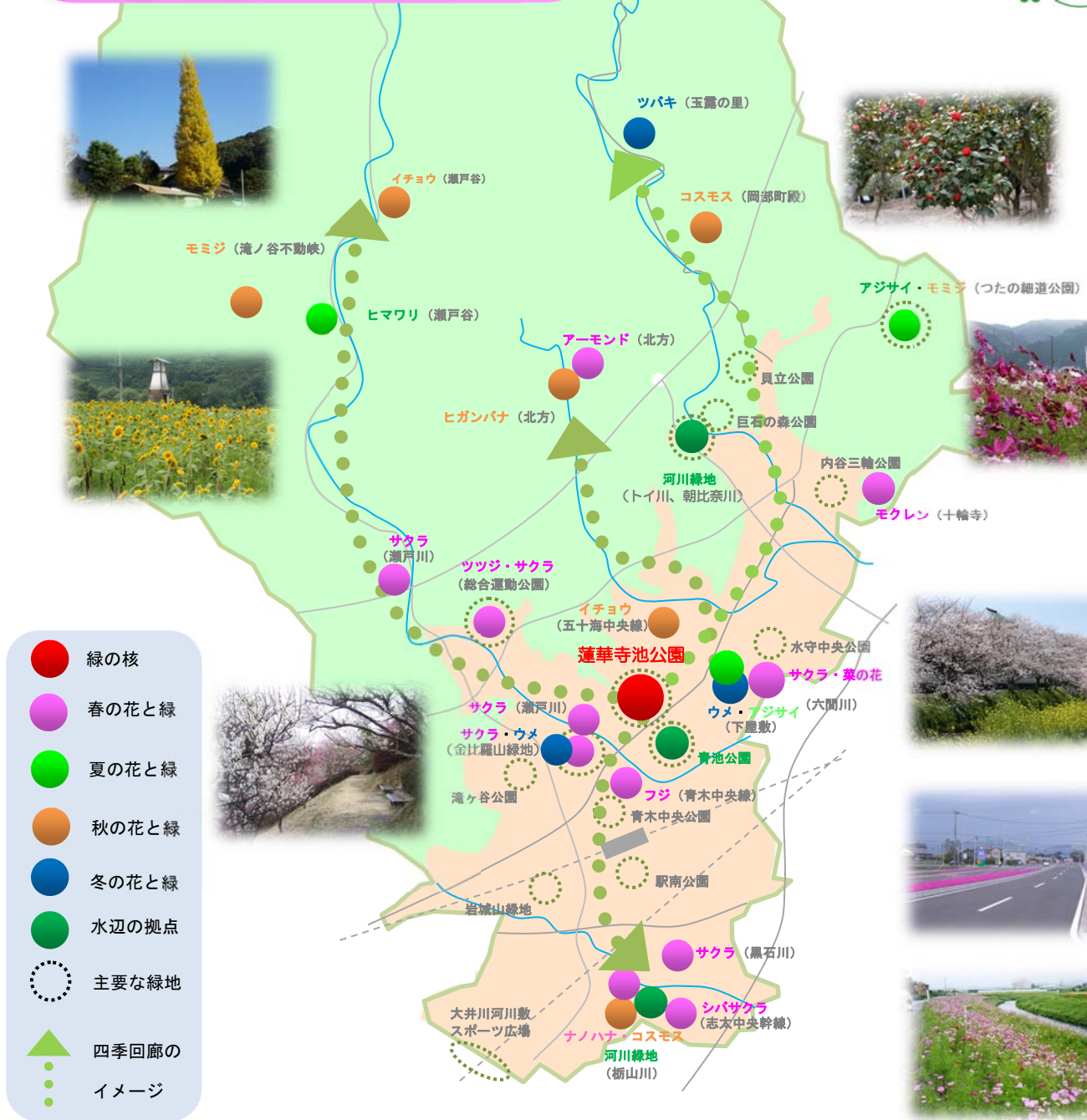
モミジ

ハス・ハナショウブ

アジサイ

スイレン・アベリア

蓮華寺池公園や瀬戸川の桜トンネル、
深緑や紅葉の山々。これら花と緑の拠点を、
街路樹や花壇で彩られた道路や、山中のハイキングコースで結び、人々が季節を感じながら歩いて楽しめる、花と緑のネットワークを設定し、その充実を図ります。



春



サクラ(蓮華寺池公園)



サクラ・菜の花(六間川)



ツツジ(藤枝総合運動公園)

夏



フジ(蓮華寺池公園)



ハス(蓮華寺池公園)



ヒマワリ(瀬戸谷)

秋



コスモス(岡部町殿)



コスモス(栃山川)



イチョウ(瀬戸谷)

冬



ウメ(蓮華寺池公園)



ウメ(金比羅山緑地)



ツバキ(玉露の里)

守りつなぐ緑

基本目標（３） 藤枝らしい緑を守り未来の子ども達が元気あふれるまち

市街地周辺や里山等の豊かな自然、歴史・文化的に貴重な緑を市の財産として保全し、後世に継承します。

基本方針

- 市街地の背景を形成する山並みを“緑の屏風”と位置づけ、開発を抑制し適切に保全を図ります
- 貴重な歴史・文化的な緑を保全し、本市の都市づくりに活用します
- 主要な河川を都市の貴重な都市緑地として位置づけ保全を図ります



未来へつなぐ

施策の展開

①市街地周辺の緑や里山の保全

市街地の背景となっている山々、里山、農地、神社の社叢などは、都市やその地域を彩る緑として貴重な役割を担っています。このため開発を抑制し、環境保全、景観向上、レクリエーション利用など地域の特性を活かし、積極的に緑地の保全及び活用を図るように推進します。

市街地の面積に対する市街地の緑地の割合を、現在※の 10.0%から、平成 32 年度には 18.0%、平成 42 年度には 20.0%とすることを目指します。（※平成 27 年 3 月現在）

市街地内の緑化の推進と共に、市街地周辺の山々などを地域住民と合意形成を図りながら、風致地区や緑地保全地域などの指定により、地域制緑地として保全していく面積を増やし緑地の割合の向上を図ります。

【具体的な施策】

- ・ 風致地区等の指定による緑の保全
- ・ 森林整備計画に基づく森林の保全
- ・ 農地維持活動による里山の保全
- ・ 耕作放棄地の有効活用の推進
- ・ 放置竹林対策の推進
- ・ ハイキングコースの保全（再掲）



市街地の背景となる緑



放置竹林対策(西方)



農地維持活動(本郷)

②歴史や文化的緑の保全

旧東海道松並木の保護保全に努め、本市の貴重な歴史・文化的な緑の景観の保全と継承を図るとともに、本市の都市づくりに活用するように推進します。

【具体的な施策】

- ・旧東海道松並木の保全
- ・指定文化財（天然記念物）の保全
- ・史跡（歴史）公園の保全



旧東海道松並木(上青島)



天然記念物(若一王子神社の社叢)



史跡公園(田中城下屋敷)



歴史公園(御子ヶ谷公園)

③都市緑地の指定

本市を流れる主要河川である瀬戸川、葉梨川、朝比奈川、栃山川などを都市緑地に指定し保全していきます。また、街なかにある緑地も積極的に都市緑地の指定をしていきます。

【具体的な施策】

- ・主要河川の都市緑地の指定
- ・既存緑地の都市緑地の指定



二級河川栃山川



岡出山公園

3-4 数値目標



緑の将来像実現のため、本計画における数値目標は、以下の表中の数値とします。

表 3-4-1 数値目標

目標項目	現 況	平成 32 年目標	平成 42 年目標
中心市街地 ^{※1} の緑視率	21.2% ^{※4}	23.0%	25.0% ^{※6}
都市公園等の供用面積 ^{※2}	7.7 m ² /人 ^{※5}	8.5 m ² /人	10.0 m ² /人 ^{※7}
市街地の緑地率 ^{※3}	10.0% ^{※7}	18.0%	20.0%

※1：藤枝駅周辺の中心市街地

※2：都市計画区域内人口一人当たりの供用面積。

※3：本計画の緑地率とは、市街地面積に対して、市街地内の緑地と市街地周辺の緑地の面積の割合になります。詳細は 13 ページを参照して下さい。

※4：平成 26 年 7 月現在の値です。

※5：平成 27 年 3 月現在の値です。

※6：国交省社会実験により緑が多いと感じ始める割合。

※7：都市公園法施行令第 1 条により都市計画区域内の住民一人あたりの都市公園の敷地面積の標準は 10 m²以上とされています。



第4章 都市公園の整備方針

4-1 都市公園の整備方針



本市の都市公園整備は、都市基幹公園である蓮華寺池公園や藤枝総合運動公園をはじめ、身近に利用できる住区基幹公園や、歴史的な目的をもった特殊公園など、本市独自により配置を計画し整備を実施してきました。特に身近な都市公園である住区基幹公園については、土地区画整理事業や大規模宅地開発等により整備された公園で大多数を占めています。

①都市公園の整備現状と課題

a 都市公園の整備状況

本市の都市公園の整備状況は、住区基幹公園が 106 箇所(34.16ha)、都市基幹公園が 2 箇所(63.10ha)となっています。また、特殊公園が 1 箇所(2.07ha)、緑地が 8 箇所(7.44ha)となっており、これらを合わせると 117 箇所(106.77ha)の都市公園が整備されています。

【一人当たりの都市公園整備面積の状況】

一人当たりの整備水準では、都市計画区域内人口一人当たり都市公園面積は、7.66 m²/人となっており、都市公園法整備標準(10 m²/人)より低い整備水準となっています。

都市基幹公園は 4.53 m²/人となっており、整備標準(2.5 m²/人)を大きく上回る整備水準となっています。

その一方で住区基幹公園は 2.45 m²/人となっており、市街化区域だけを見ても 2.86 m²/人と整備標準(4.0 m²/人)より低い整備水準となっています。

本市の都市公園整備状況としては、都市基幹公園は十分に整備されているが、住区基幹公園の整備水準が低い状況となっています。

表 4-1-1 都市公園の整備状況(都市計画区域内)

種 別		都市計画区域内整備量		
		箇所数	面積(ha)	m ² /人
住区基幹公園	街区公園	100	21.82	1.57
	近隣公園	6	12.34	0.89
	小計	106	34.16	2.45
都市基幹公園	総合公園	1	28.10	2.02
	運動公園	1	35.00	2.51
	小計	2	63.10	4.53
特殊公園	歴史公園	1	2.07	0.15
	小計	1	2.07	0.15
公 園 計		109	99.33	7.13
緑 地	都市緑地	8	7.44	0.53
緑 地 計		8	7.44	0.53
都市公園合計		117	106.77	7.66

表 4-1-2 都市公園の整備状況(市街化区域内)

種 別		市街化区域内整備量		
		箇所数	面積(ha)	m ² /人
住区基幹公園	街区公園	83	17.11	1.77
	近隣公園	5	10.60	1.09
	小計	88	27.71	2.86
都市基幹公園	総合公園	0	0	0
	運動公園	0	0	0
	小計	0	0	0
特殊公園	歴史公園	1	2.07	0.21
	小計	1	2.07	0.21
公 園 計		89	29.78	3.07
緑 地	都市緑地	6	5.17	0.53
緑 地 計		6	5.17	0.53
都市公園合計		95	34.95	3.61

ｂ 課題

都市基幹公園の整備水準に比べ、身近な公園である住区基幹公園の整備水準が低い状況であり、全体の整備水準を上げるために、市民ニーズに考慮した住区基幹公園の整備が必要となります。また既存公園については、安心安全に利用できるよう適切な維持管理や老朽化した施設の更新が必要となります。

都市基幹公園の蓮華寺池公園や藤枝総合運動公園は、市内外の利用者数も多いため、安心安全に利用できるよう適切な維持管理や老朽化した施設の更新が必要となります。また、本市のシンボル的な公園である蓮華寺池公園は、更なる魅力の創出が求められています。

②都市公園の整備方針

ａ 基本方針

- ・ 整備水準の低い、身近な公園である住区基幹公園の整備を推進し充実を図ります。
- ・ 既存の都市公園の長寿命化について、計画的な再整備を推進します。
- ・ 緑の拠点である蓮華寺池公園は、適切な維持管理に努め、更なる魅力の創出するため、緑化推進重点地区として再整備を推進します。
- ・ 藤枝総合運動公園は適切な維持管理に努め、社会情勢に合わせた整備を進めていきます。



4-2 身近な都市公園の整備方針



本市の身近な公園である住区基幹公園の整備方針を定めます。

①身近な都市公園の整備状況と課題

a 身近な都市公園の整備状況

本市の身近な都市公園である住区基幹公園の地区別整備状況を、地区別の人口一人当たりの公園面積でみると偏りがみられます。岡部地区では、これまでの住区基幹公園の整備が進んだことにより公園面積が多い状況となっており、稲葉地区は河川改修に合わせて地区内外の利用を目的として整備した寺島河川敷公園により、公園面積が多くなっています。その他の葉梨地区、藤枝地区、青島地区は、土地区画整理事業や大規模宅地開発等に伴い公園整備がされてきたため、ある程度の公園面積が確保されている状況です。一方で、土地区画整理事業などの面的整備が少ない広幡地区や、南部地区の高洲地区や大洲地区の公園面積が他の地区と比べ、少ない状況となっています。

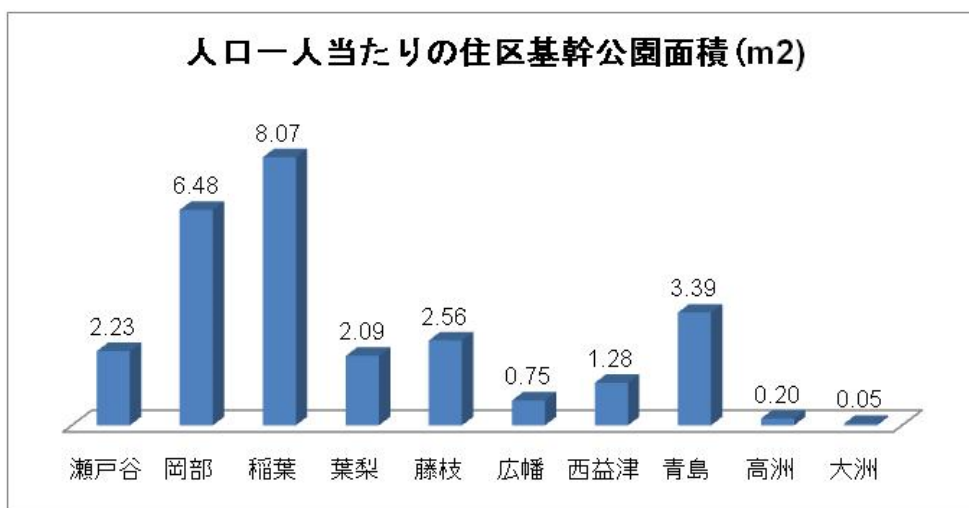


図 4-1-1 地区別人口一人当たり住区基幹公園面積

※地区別人口は都市計画区域内人口とし、H22 国勢調査等の数値を用いて算出

※都市基幹公園の蓮華寺池公園や藤枝総合運動公園を除いて算出

b ふれあい広場等を含めた地区別整備状況

本市には、都市公園が少ない地区に広場機能を補完するため、ふれあい広場が設置されています。また、宅地開発等により整備された都市公園に分類していない小規模な、その他の公園があります。ふれあい広場等が配置されていることにより、都市公園面積が低い地域においても、ある程度の広場の面積が確保されています。しかしながら、目安である住区基幹公園の整備水準の 4.0 m²/人より低い地区は、藤枝地区・広幡地区・西益津地区・高洲地区となっています。藤枝地区・西益津地区については、都市基幹公園である蓮華寺池公園が近隣に存在しているため、他地区に比べ身近な公園として補完されていると考えられます。

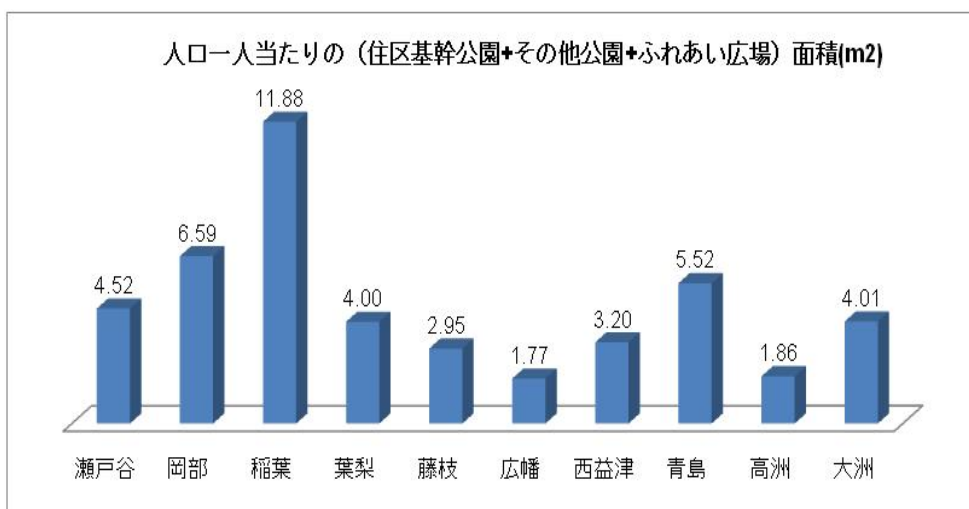


図 4-1-2 地区別人口一人当たり広場面積

（住区基幹公園+その他公園+ふれあい広場）

※地区別人口は都市計画区域内人口とし、H22 国勢調査等の数値を用いて算出

C 課題

身近な公園については、市内にバランスのよい配置が必要とされています。公園整備には、市街地にまとまった用地が必要なため、新たな整備は困難な状況ですが、市有地の活用のほか買収や借地による公園用地の確保を前提にした公園整備が必要となります。

また、都市公園が少ない地区では、子供の遊び場や子育て、健康づくり、休憩、地域コミュニティの形成、防災対策の場として活用できる身近な公園整備が求められています。

②身近な公園整備の方針

a 基本方針

整備水準の低い地域を優先して市内にバランスよく身近な公園の整備を推進し、そのために市有地の有効活用など公園用地の確保に努めます。

土地区画整理事業により、公園用地が確保されている広幡地区内の水守地区を緑化推進重点地区として推進します。

b 整備推進方策

- ・地域住民の子育ての場、交流の場、防災拠点の場となる身近な公園の整備は、整備水準の低い地域を優先して計画を策定し、計画的な公園整備を推進します。
- ・市有地活用の可能性や、ふれあい広場の都市公園化など、費用対効果も含めて地域の実状に合わせ、公園用地確保に努めます。
- ・ワークショップ手法等により地区の特性や住民ニーズを取り入れた公園整備を推進します。
- ・公園整備と並行し、協働による維持管理の充実を図ります。

第5章 緑化推進・緑地保全重点地区

5-1 緑化推進・緑地保全重点地区



緑化推進・緑地保全重点地区は、基本理念を実現するため、優先的、集中的に緑化の推進と緑地の保全を実施する地区になります。

本計画では、短期・中期的に実施していく4地区を緑化推進・緑地保全重点地区として設定します。

地区選定の視点

- ・都市拠点である藤枝駅周辺の中心市街地の緑化の推進
- ・本市のシンボリック公園であり、緑の拠点である蓮華寺池公園の緑化の推進と緑地の保全
- ・サクラトンネルをはじめ、四季折々の散策の場として親しまれている瀬戸川沿いの緑地の保全
- ・土地区画整理事業に伴う都市公園整備を実施する水守地区の緑化の推進

【緑化推進・緑地保全重点地区】

- ①藤枝駅周辺の中心市街地
- ②蓮華寺池公園
- ③瀬戸川地区
- ④水守地区

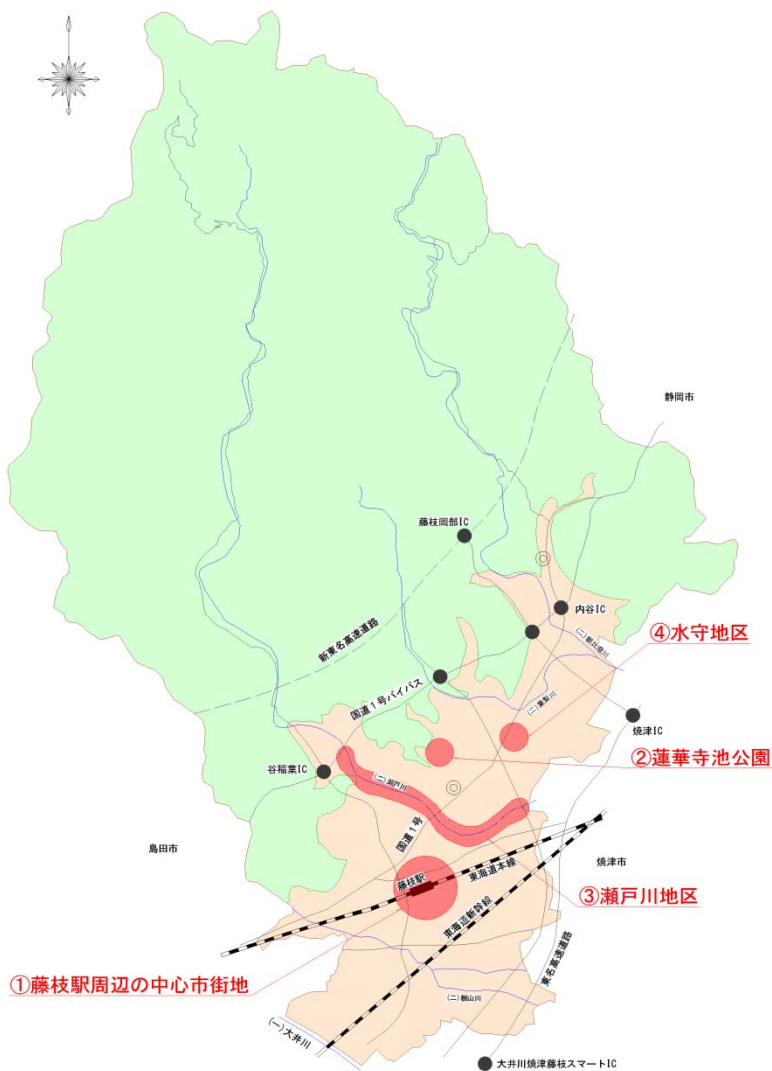


図 5-1-1 緑化推進・緑地保全重点地区図

5-2 緑豊かな中心市街地の形成



藤枝駅周辺の中心市街地

①地区の特徴と課題

a 地区特性

J R 藤枝駅を中心とした東西約 1.5km、南北約 2km、面積約 160ha は、中心市街地活性化基本計画において定められた中心市街地地域であり、本市の中心市街地を形成しているだけでなく、志太榛原地域の都心としてワンランク上のまち並みが期待されています。また、本市の玄関口として活力ある中心市街地を形成するため、市街地再開発事業など民間事業との連携により賑わいの創出を図りながら、まちが発展しています。

b 緑化の状況

藤枝駅周辺の中心市街地では、土地区画整理事業などにより街区公園が 6 箇所（1.71ha）、近隣公園が 2 箇所（2.31ha）整備されています。また、街路樹は 20 区間（2.80ha）に整備されており、緑のネットワークを形成しています。さらに、青木地区では、地区計画によって建築物の制限と合わせて垣、柵の構造が制限され、緑化の推進が図られています。また、一部の民間建築物では、屋上緑化などが施されています。



藤枝駅北口（（都）藤枝駅広幡線）



藤枝駅南口（（都）藤枝駅吉永線）

c 課題

本地区は、志太榛原地域の中核都市を目指す本市の玄関口に相応しい景観形成および総合的な緑化を推進する必要があります。また、藤枝駅周辺の中心市街地の居住人口増加や来訪者のより良い印象の向上を狙い、居住者及び来訪者が快適に過ごすことのできる空間を創造することが求められています。

また、市街地再開発事業等による市街地の更新が進められている今、緑あふれる都市空間を創出するため、市民や事業者との協働による緑化を進める必要があります。

②緑化推進の方針

a 基本方針

本地区では、潤いと癒しのある空間形成を進めるため、既存の緑を活用するとともに、市民や事業者との協働によって市街地内の緑化を推進し、緑視率の向上を目指します。

b 緑化推進方策

- ・ 藤枝駅前広場や藤枝駅周辺の都市計画道路等を緑化重点路線に設定し、その区間の緑視率を高めるために街路樹等の適切な維持管理により緑化を推進します。
- ・ 緑化重点路線等の道路に面する敷地では、市民や事業者との協働により、建築物周囲の植栽をはじめ、壁面及び屋上緑化の推進やオープンガーデンやグリーンカーテンの導入、ハンギングバスケットやプランターによる掲出等を推進します。
- ・ 既存の公園や緑地は、中心市街地の貴重な緑として、適切な維持管理に努め、地域住民とともに積極的な活用を推進します。



駅前広場イメージ



商店街イメージ



ハンギングバスケットイメージ

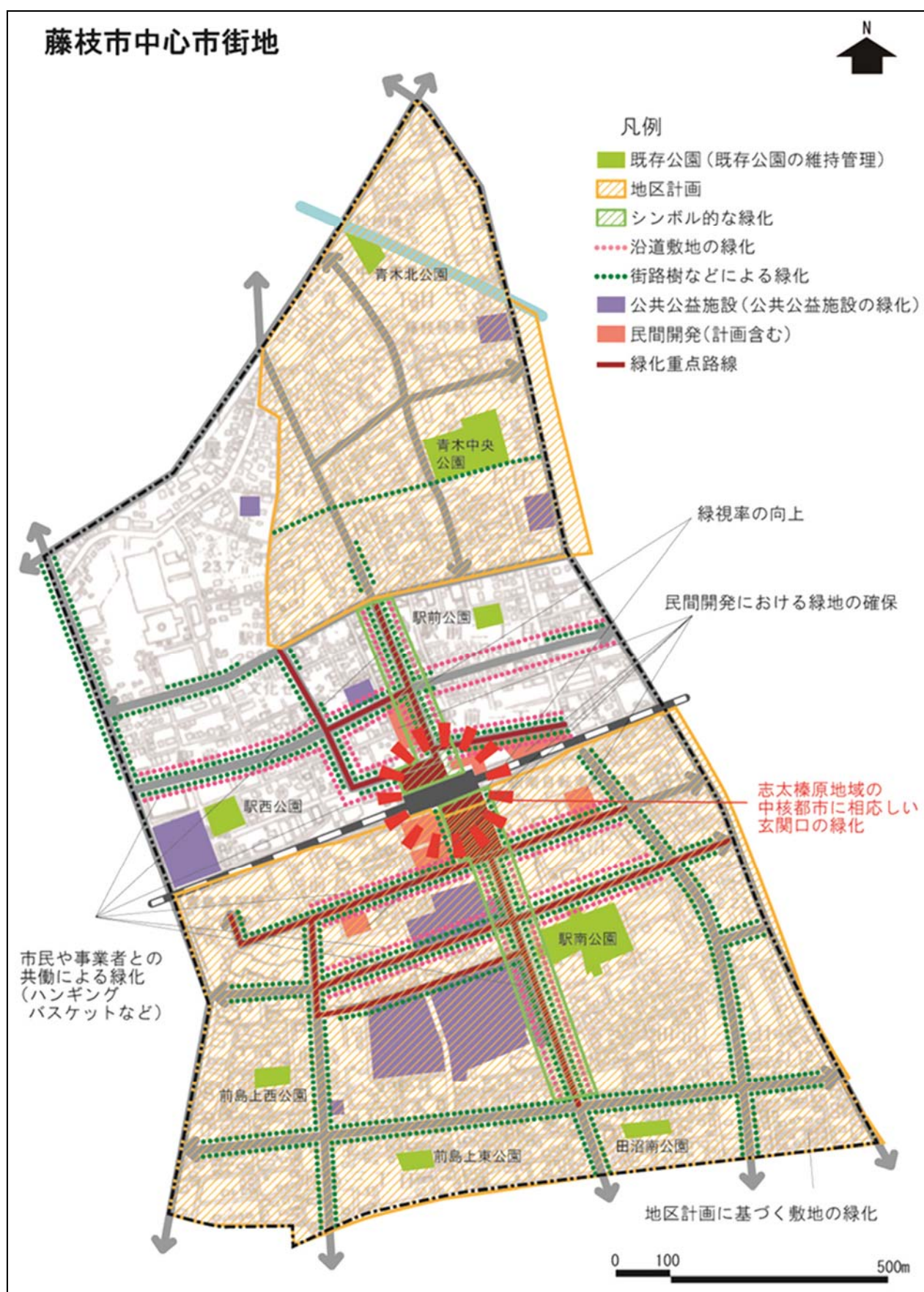


図 5-2-1 中心市街地方針図

5-3 緑豊かな四季回廊の拠点整備と保全



本市には、瀬戸川、朝比奈川、栃山川などの主要な河川が流れ、市街地周辺には蓮華寺池公園や藤枝総合運動公園をはじめとする施設緑地があり、自然豊かな緑と水辺を感じることができます。また、市内各所では四季を通じて様々な花々が咲き誇ります。これらを花と緑のネットワークでつなぎ、市民や来訪者がいつでも花を楽しめる四季回廊づくりを進めていきます。

本市のシンボルである蓮華寺池公園を拠点として、瀬戸川地区を旧東海道でつなぎ、藤枝らしさを感じられる蓮華寺池公園や瀬戸川地区を緑化推進・緑地保全重点地区に指定します。

(1) 蓮華寺池公園

①地区の特徴と課題

a 地区特性

蓮華寺池公園は、市街地のほぼ中央に位置し、緑の拠点として本市のシンボリックな公園となっています。市民だけでなく、特にサクラやフジが咲き誇る時期には観光客も多く訪れ、子どもからお年寄りまで世代を超えて楽しめる公園です。

b 緑化の状況

自然を活かした公園として、市民の休息や観賞などに利用するため、昭和48年に当初の都市計画決定(28.8ha)がされ、昭和60年から供用開始されています。公園内には、池、広場、遊具、博物館等が配置され、平成12年の県立藤枝西高等学校の移転に伴い、跡地(1.3ha)を含めた面積30.1haが都市計画変更により蓮華寺池公園となりました。

公園内には、藤(約260本)や桜(約1,300本)、梅(約380本)などの樹木や水面に繁茂する蓮があり、これらの花が訪れる人々を楽しませています。また、野鳥の生息地としても貴重な緑や水辺となっています。



サクラの開花時期の蓮華寺池



フジが開花し賑わう園内



子ども連れで賑わう広場



整備中の県立藤枝西高等学校跡地

c 課題

多くの市民や来訪者に利用されている蓮華寺池公園は、供用開始から約 30 年が経過し、園内に数多く植えられているフジの樹勢の衰えや施設や設備の老朽化が見られます。また、更なる利用促進と周辺地域の活性化のため、魅力や利便性の向上を図っていく必要があります。

②緑化推進と緑地保全の方針

a 基本方針

公園利用者の利便性と快適性を高め、周辺地域への回遊性向上を図ります。また、利用者のニーズを的確に把握し、施設や設備の改善及び景観に配慮した樹木の管理を推進することにより、多くの方により楽しんでいただける緑と水辺を目指します。

また、緑の拠点としての公園整備だけでなく、地域活性化の拠点となる公園として整備を推進します。

b 緑化推進と緑地保全の方策

- ・魅力アップ事業によりリニューアルした多目的ホールや多目的広場を活用し、新たな魅力の向上を創出し、周辺地域との回遊性向上を図ります。
- ・本市の花である『フジ』をはじめ、花木の充実と四季折々の花が楽しめる公園を目指すため、再整備基本計画を策定し、老朽施設の更新や適切な維持管理に努め、常に安心して楽しむことのできる市民に愛される公園を目指します。
- ・既存樹木や水辺環境の保全および維持管理を適切に推進するとともに、イベントの開催等、公園の魅力を高めるための取り組みを推進します。
- ・市民参加による活動が更に盛んになるような環境を整え、協働による緑化を推進します。

d 方針図

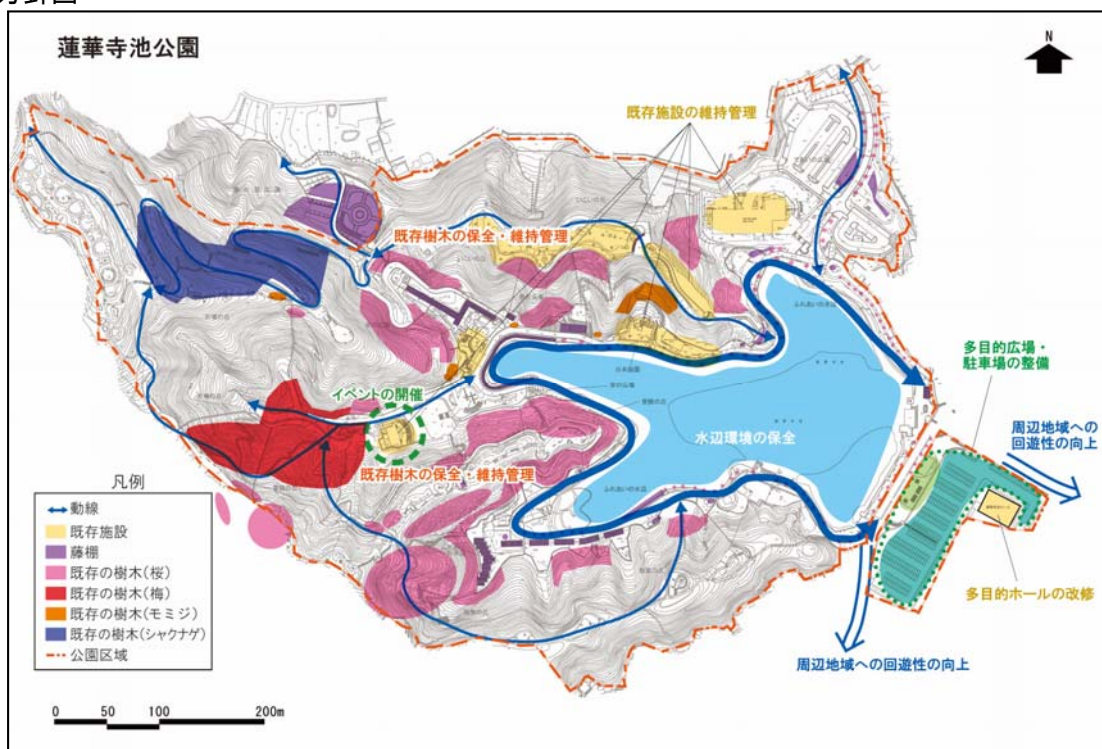


図 5-3-1 蓮華寺池公園方針図

(2) 瀬戸川地区

①地区の特徴と課題

a 地区特性

本地区は、市街地のほぼ中央に位置し、二級河川瀬戸川の金吹橋～西高橋の間の河川とその周辺区域です。志太河川敷公園はレクリエーションの場として利用されている他、堤防には多くのサクラが植えられており、特に金吹橋～勝草橋にかけての左岸堤防道路は、約 2km 続くサクラのトンネルがあり、花見や散策の場として市民に親しまれています。

b 緑化の状況

瀬戸川沿いには、4 箇所の公園が整備されており、隣接する金比羅山緑地は市街化区域内の貴重な自然緑地として整備保全が図られています。また、瀬戸川堤防沿いの桜並木は総延長約 6km にも及び、瀬戸川と共に市街地の重要な緑地を形成しています。



下流側よりふれあい大橋を望む



金吹橋～勝草橋(左岸堤防道路)



金比羅山緑地



志太河川敷公園

c 課題

河川沿いの桜並木の老齢化が進行しており、桜並木の維持保全を進めるとともに、倒木や枝折れなどの事故災害防止に対応することが求められます。

また、瀬戸川と桜並木や公園などについては、一帯的な水と緑のネットワークとして位置づけ、より一層の活用を図ることが求められます。

②緑地保全の方針

a 基本方針

市民及び来訪者のレクリエーションの場、交流の場となる、本市の水辺のネットワークの軸として位置づけ、河川敷内の緑地、堤防沿いの桜並木、沿川の公園や緑地について、適切に保全を図ります。

b 緑地保全の方策

- ・金比羅山緑地と堤防沿いの桜並木は、本市の貴重な花と緑の資源であり、観光スポットになっていることから、積極的な保全を図ります。
- ・桜並木の老齢化が進行していることから、倒木等による事故防止と、生育状況を把握するため、樹木医など専門家の定期的な診断を受け、適切な保全を図ります。
- ・地元の河川愛護団体と連携し河川堤防の維持管理を図ります。
- ・河川敷内の緑地については、都市緑地指定等により、保全活用を図ります。
- ・河川沿いの公園については、瀬戸川との連携に配慮しつつ、利用者の利便性向上を図ります。
- ・旧東海道の街路樹を適切に維持管理し、蓮華寺池公園までの回遊性の向上を図ります。

d 方針図

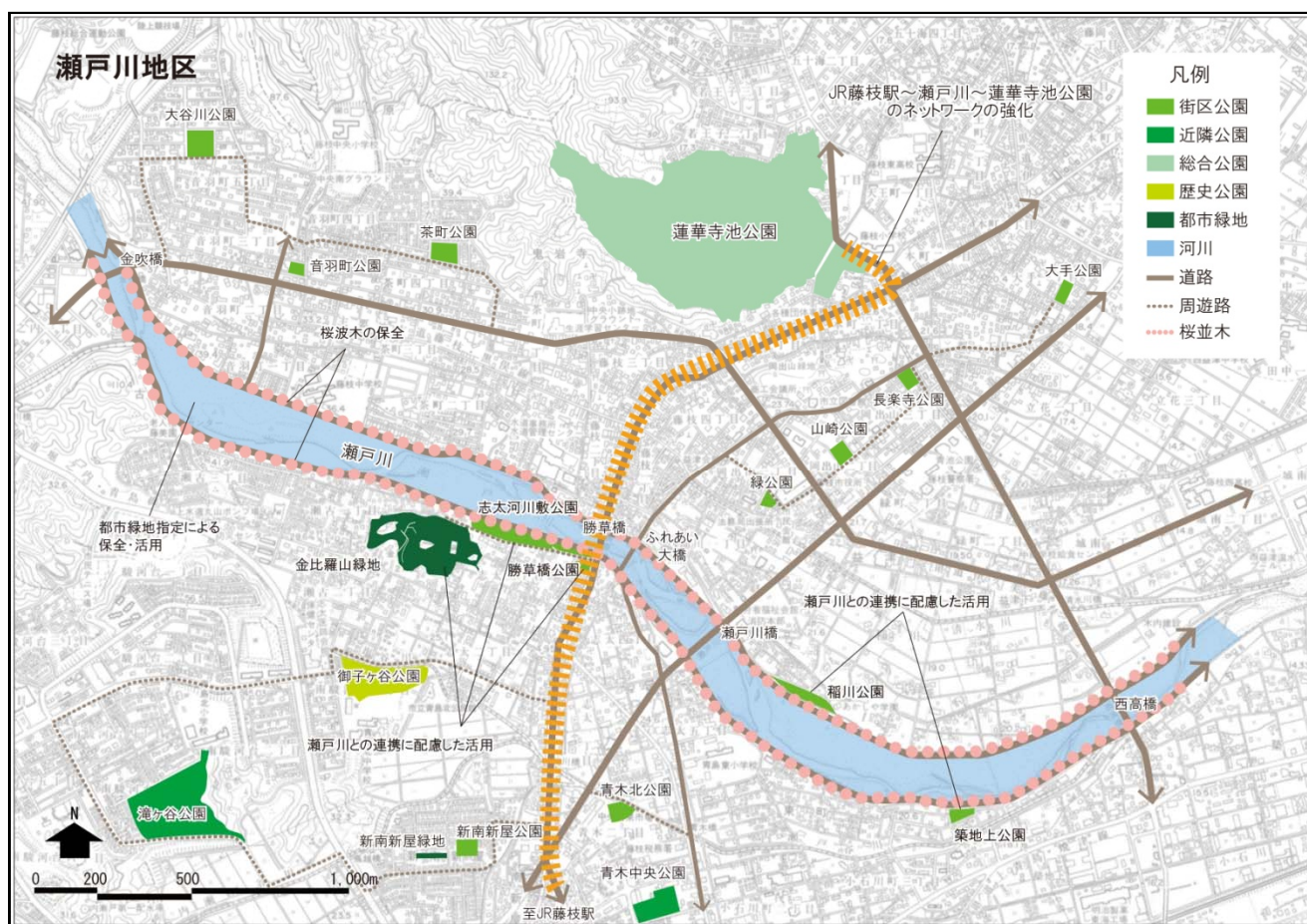


図 5-3-2 瀬戸川地区方針図

5-4 土地区画整理事業に伴う都市公園整備



水守地区

①地区の特徴と課題

a 地区特性

本地区は、藤枝駅から約 4km に位置し、旧国道 1 号を挟み土地区画整理事業により基盤整備が完了しています。土地区画整理事業施行前に比べ商業施設及び住宅が増え、居住人口が増加しています。



航空写真

b 緑化の状況

事業区域内においては、近隣公園 1 箇所、街区公園 3 箇所の整備を実施しています。また、主要路線には街路樹が植栽されており、住宅の一部において生垣等が見られるほか、近隣公園予定地を含めた一部区域には、旧東海道松並木が残っています。



都市計画道路の植栽



旧東海道松並木(近隣公園予定地内)

c 課題

土地区画整理事業により居住人口が増加している本地区は、近隣住民のレクリエーション活動等、子どもからお年寄りまでが世代を越えて交流する拠点として、また、災害時の避難地や救護、防災活動の拠点としての活用を図るため公園整備が求められています。

②緑化推進の方針

a 基本方針

住民の子育ての場、交流の場、防災拠点の場となる公園の整備を推進するとともに、住宅敷地内の緑化誘導や旧東海道松並木の保存を行い、緑豊かな住宅地を創出します。

b 緑化推進方策

- ・水守土地区画整理事業で創出された公園用地に近隣公園1箇所、街区公園3箇所の整備を進めます
- ・各公園は、避難場所として広場や防災倉庫の設置等、防災機能を備えるとともに、子どもから高齢者まで、多様な世代が利用できるよう整備を推進します。
- ・公園整備にあたっては、ワークショップの開催などにより、計画段階から地域住民の意向を踏まえて進めます。
- ・協働による緑化や維持管理の充実を図ります。
- ・住宅敷地内への樹木や草花の植栽を勧めるとともに、生垣の設置を誘導します。
- ・旧東海道松並木を市の貴重な財産として保存します。

c 方針図



図 5-4-1 水守地区方針図

第6章 計画の推進に向けて

6-1 計画の推進体制



本計画の基本理念である『四季回廊～緑でつなぐ彩りあふれるまち～』の将来像を実現するために、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たしながら、協働・連携によって計画を推進することが必要です。

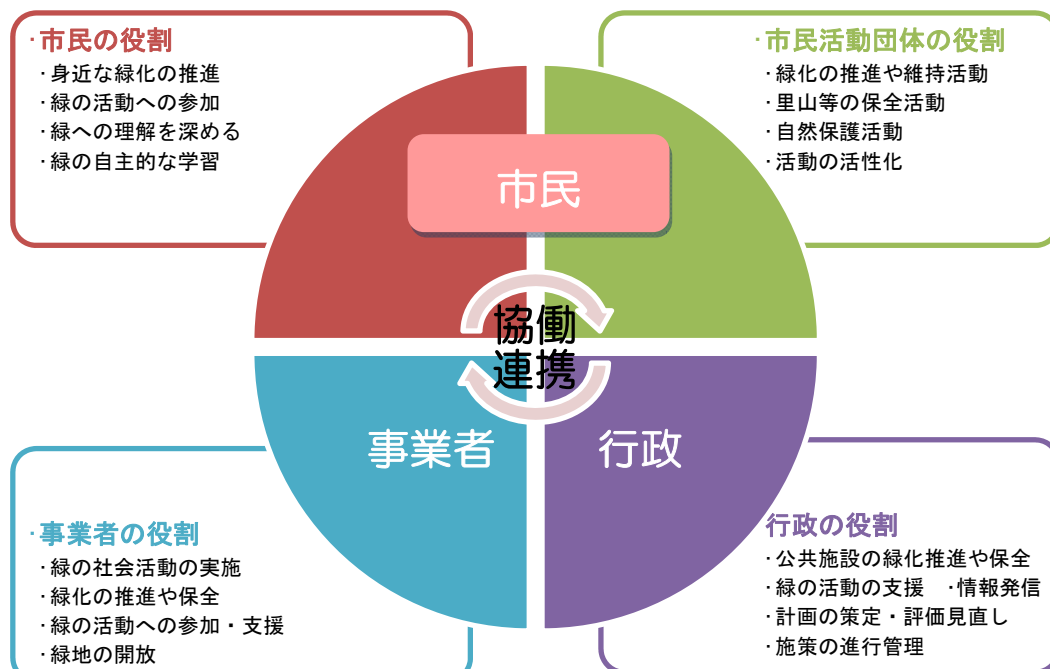


図 6-1-1 計画の推進体制

6-2 計画の進行管理



各施策の進捗状況や目標達成状況を点検・評価するために、計画(Plan)、実施(Do)、点検・評価(Check)、改善・見直し(Action)のPDCAサイクルの考えに基づき計画の進行管理を行います。各施策の目標は、年度毎の進捗状況や、達成状況の点検・評価を行い、概ね5年ごとに見直しを行います。また、本計画については今後の社会情勢の変化などを踏まえ必要に応じて見直しを行います。

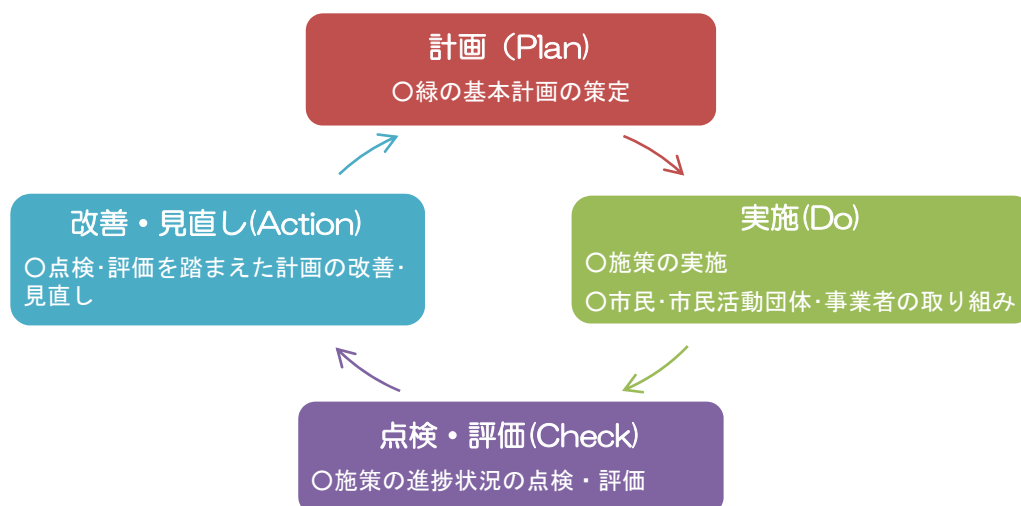


図 6-2-1 PDCAサイクルに基づく進行管理のイメージ

参考資料

藤枝市緑の基本計画 緑地の整備目標総括表

年次	平成26年度末										中期目標 平成32年度末(計画)										長期目標 平成42年度末(計画)									
	市街化区域					都市計画区域					市街化区域					都市計画区域					市街化区域					都市計画区域				
	整備量		m/人	整備量		m/人	整備量		m/人	整備量		m/人	整備量		m/人	整備量		m/人	整備量		m/人	整備量		m/人	整備量		m/人			
	箇所	面積(ha)		箇所	面積(ha)		箇所	面積(ha)		箇所	面積(ha)		箇所	面積(ha)		箇所	面積(ha)		箇所	面積(ha)		箇所	面積(ha)		箇所	面積(ha)		箇所	面積(ha)	箇所
公園等利用	住区基幹公園	88	27.71	2.88	106	34.16	2.45	92	29.92	3.16	114	37.84	2.67	133	41.12	4.45	184	55.18	4.01	55.18	4.01	184	55.18	4.01	184	55.18	4.01			
	街区公園	83	17.11	1.77	100	21.82	1.57	86	18.22	1.93	106	23.15	1.63	127	27.72	3.00	175	38.79	2.82	38.79	2.82	175	38.79	2.82	175	38.79	2.82			
	近隣公園	5	10.60	1.09	6	12.34	0.89	6	11.70	1.24	8	14.69	1.04	6	13.40	1.45	9	16.39	1.19	16.39	1.19	9	16.39	1.19	9	16.39	1.19			
	地区公園	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	-	-	0	-	-	0	-	-			
	都市基幹公園	0	-	-	2	63.10	4.53	1	2	0.21	2	73.10	5.16	1	2.00	0.22	2	73.10	5.31	73.10	5.31	2	73.10	5.31	2	73.10	5.31			
	総合公園	0	-	-	1	28.10	2.02	1	2.00	0.21	1	30.10	2.12	1	2.00	0.22	1	30.10	2.19	30.10	2.19	1	30.10	2.19	1	30.10	2.19			
	運動公園	0	-	-	1	35.00	2.51	0	-	-	1	43.00	3.03	0	-	-	1	43.00	3.13	43.00	3.13	1	43.00	3.13	1	43.00	3.13			
	(基幹公園計)	88	27.71	2.88	108	97.26	6.98	93	31.92	3.37	116	110.94	7.83	134	43.12	4.67	188	128.28	9.32	128.28	9.32	188	128.28	9.32	188	128.28	9.32			
	特殊公園	1	2.07	0.21	1	2.07	0.15	1	2.07	0.22	1	2.07	0.15	1	2.07	0.22	1	2.07	0.15	2.07	0.15	1	2.07	0.22	1	2.07	0.15			
	風景公園	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	-	-	0	-	-	0	-	-			
歴史公園	1	2.07	0.21	1	2.07	0.15	1	2.07	0.22	1	2.07	0.15	1	2.07	0.22	1	2.07	0.15	2.07	0.15	1	2.07	0.22	1	2.07	0.15				
植物公園	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	-	-	0	-	-	0	-	-				
公園	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	-	-	0	-	-	0	-	-				
(公園計)	89	29.78	3.07	109	99.33	7.13	94	33.99	3.59	117	113.01	7.98	135	45.19	4.89	187	130.35	9.47	130.35	9.47	187	130.35	9.47	187	130.35	9.47				
緑地	6	5.17	0.53	8	7.44	0.53	6	5.17	0.55	8	7.44	0.53	6	5.17	0.56	8	7.44	0.54	7.44	0.54	6	5.17	0.56	6	5.17	0.54				
緑地	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	-	-	0	-	-	0	-	-				
緑地	6	5.17	0.53	8	7.44	0.53	6	5.17	0.55	8	7.44	0.53	6	5.17	0.56	8	7.44	0.54	7.44	0.54	6	5.17	0.56	6	5.17	0.54				
緑地	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	-	-	0	-	-	0	-	-				
(都市公園等合計)	95	34.95	3.61	117	106.77	7.66	100	39.16	4.14	125	120.45	8.50	141	50.36	5.45	195	137.79	10.01	137.79	10.01	195	137.79	10.01	195	137.79	10.01				
その他の公園	31	7.44	0.77	44	7.98	0.57	31	6.93	0.73	44	7.25	0.51	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00				
河川緑地	0	-	-	5	1.50	0.11	0	-	-	5	1.50	0.11	0	-	-	5	1.50	0.11	1.50	0.11	0	-	-	5	1.50	0.11				
公共施設緑地	30	50.10	5.17	57	93.73	6.73	30	50.10	5.30	57	93.73	6.61	30	50.10	5.42	57	93.73	6.81	93.73	6.81	30	50.10	5.42	57	93.73	6.81				
公園	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	-	-	0	-	-	0	-	-				
運動場	2	5.54	0.57	2	5.54	0.40	2	5.54	0.59	2	5.54	0.39	2	5.54	0.60	2	5.54	0.40	5.54	0.40	2	5.54	0.60	2	5.54	0.40				
運動場	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	-	-	0	-	-	0	-	-				
市民農園	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	-	-	0	-	-	0	-	-				
公共空地	9	2.32	0.24	49	15.55	1.12	9	2.32	0.25	40	15.55	1.10	0	0.00	0.00	22	7.41	0.54	7.41	0.54	0	0.00	0.00	22	7.41	0.54				
条例等によるもの	141	70.14	7.24	234	130.42	9.36	141	69.63	7.36	225	129.69	9.15	101	60.37	6.53	163	114.30	8.31	114.30	8.31	101	60.37	6.53	163	114.30	8.31				
(公共施設緑地計)	20	24.43	2.32	34	31.43	2.26	20	24.43	2.58	34	31.43	2.22	20	24.43	2.64	34	31.43	2.28	31.43	2.28	20	24.43	2.64	34	31.43	2.28				
(民間施設緑地計)	20	1.84	0.19	20	1.84	0.13	20	1.84	0.19	20	1.84	0.13	20	1.84	0.20	20	1.84	0.13	1.84	0.13	20	1.84	0.20	20	1.84	0.13				
施設緑地間の重複	236	127.68	13.18	365	266.78	19.14	241	131.38	13.89	364	279.73	19.74	242	133.33	14.43	372	281.68	20.47	281.68	20.47	242	133.33	14.43	372	281.68	20.47				
(施設緑地合計)	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	-	-	0	-	-	0	-	-				
緑地保全地区	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	-	-	0	-	-	0	-	-				
風致地区	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	-	-	0	-	-	0	-	-				
ため池	3	0.02	0.00	9	0.10	0.01	3	0.02	0.00	9	0.10	0.01	3	0.02	0.00	9	0.10	0.01	0.10	0.01	3	0.02	0.00	9	0.10	0.01				
その他法によるもの	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	-	-	0	-	-	0	-	-				
(法によるもの計)	3	0.02	0.00	9	167.80	119.97	3	0.02	0.00	9	167.80	119.97	3	0.02	0.00	9	167.80	119.97	167.80	119.97	3	0.02	0.00	9	167.80	119.97				
(協定によるもの計)	3	18.46	1.90	3	18.46	1.32	3	18.46	1.95	3	18.46	1.30	3	18.46	2.00	3	18.46	1.34	18.46	1.34	3	18.46	2.00	3	18.46	1.34				
(小計)	6	18.48	1.91	12	189.26	121.29	6	18.48	1.95	12	189.26	133.08	6	18.48	2.00	12	208.36	146.68	146.68	146.68	12	208.36	2.00	12	208.36	146.68				
地域制緑地間の重複	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	-	-	0	-	-	0	-	-				
(地域制緑地計)	6	18.48	1.91	12	189.26	121.29	6	18.48	1.95	12	189.26	133.08	6	18.48	2.00	12	208.36	146.68	146.68	146.68	6	18.48	2.00	12	208.36	146.68				
(地域制緑地間の重複)	1	0.01	0.00	2	0.06	0.00	1	0.01	0.00	2	0.05	0.00	1	0.01	0.00	2	0.05	0.00	0.05	0.00	1	0.01	0.00	2	0.05	0.00				
施設・地域制緑地間の重複	241	146.15	15.08	375	195.98	140.43	246	149.85	15.84	374	216.44	15.82	247	151.80	16.43	382	229.99	167.15	229.99	167.15	247	151.80	16.43	382	229.99	167.15				
緑地総計	市街化区域人口(平成22年)					市街化区域人口					市街化区域人口					市街化区域人口					市街化区域人口									
人口	96,907 人					96,907 人					96,907 人					96,907 人					96,907 人									
面積	都市計画区域人口(平成22年)					都市計画区域人口					都市計画区域人口					都市計画区域人口					都市計画区域人口									
	139,354 人					139,354 人					139,354 人					139,354 人					139,354 人									
	2038,90 ha					2038,90 ha					2038,90 ha					2038,90 ha					2038,90 ha									
	11,222.70 ha					11,222.70 ha					11,222.70 ha					11,222.70 ha					11,222.70 ha									
緑地の確保目標水準 (住民1人当たり面積)	市街化区域面積					市街化区域面積					市街化区域面積					市街化区域面積					市街化区域面積									
	11,222.70 ha					11,222.70 ha					11,222.70 ha					11,222.70 ha					11,222.70 ha									
	市街化区域面積に対する割合					市街化区域面積に対する割合					市街化区域面積に対する割合					市街化区域面積に対する割合					市街化区域面積に対する割合									
	17.44 %					17.44 %					17.44 %					17.44 %					17.44 %									
都市公園等の目標水準 (住民1人当たり面積)	都市計画区域面積					都市計画区域面積					都市計画区域面積					都市計画区域面積					都市計画区域面積									
	7,66 m/人					7,66 m/人					7,66 m/人					7,66 m/人					7,66 m/人									
	市街化区域面積に対する割合					市街化区域面積に対する割合					市街化区域面積に対する割合					市街化区域面積に対する割合					市街化区域面積に対する割合									
	20.50 %					20.50 %					20.50 %					20.50 %					20.50 %									
都市公園等の目標水準 (住民1人当たり面積)	都市公園等					都市公園等					都市公園等					都市公園等					都市公園等									
	1,001 m/人					1,001 m/人					1,001 m/人					1,001 m/人					1,001 m/人									
	市街化区域面積に対する割合					市街化区域面積に対する割合					市街化区域面積に対する割合					市街化区域面積に対する割合					市街化区域面積に対する割合									
	18.32 m/人					18.32 m/人					18.32 m/人					18.32 m/人					18.32 m/人									

藤枝市緑の基本計画

発行日 平成28年2月

発 行 藤枝市

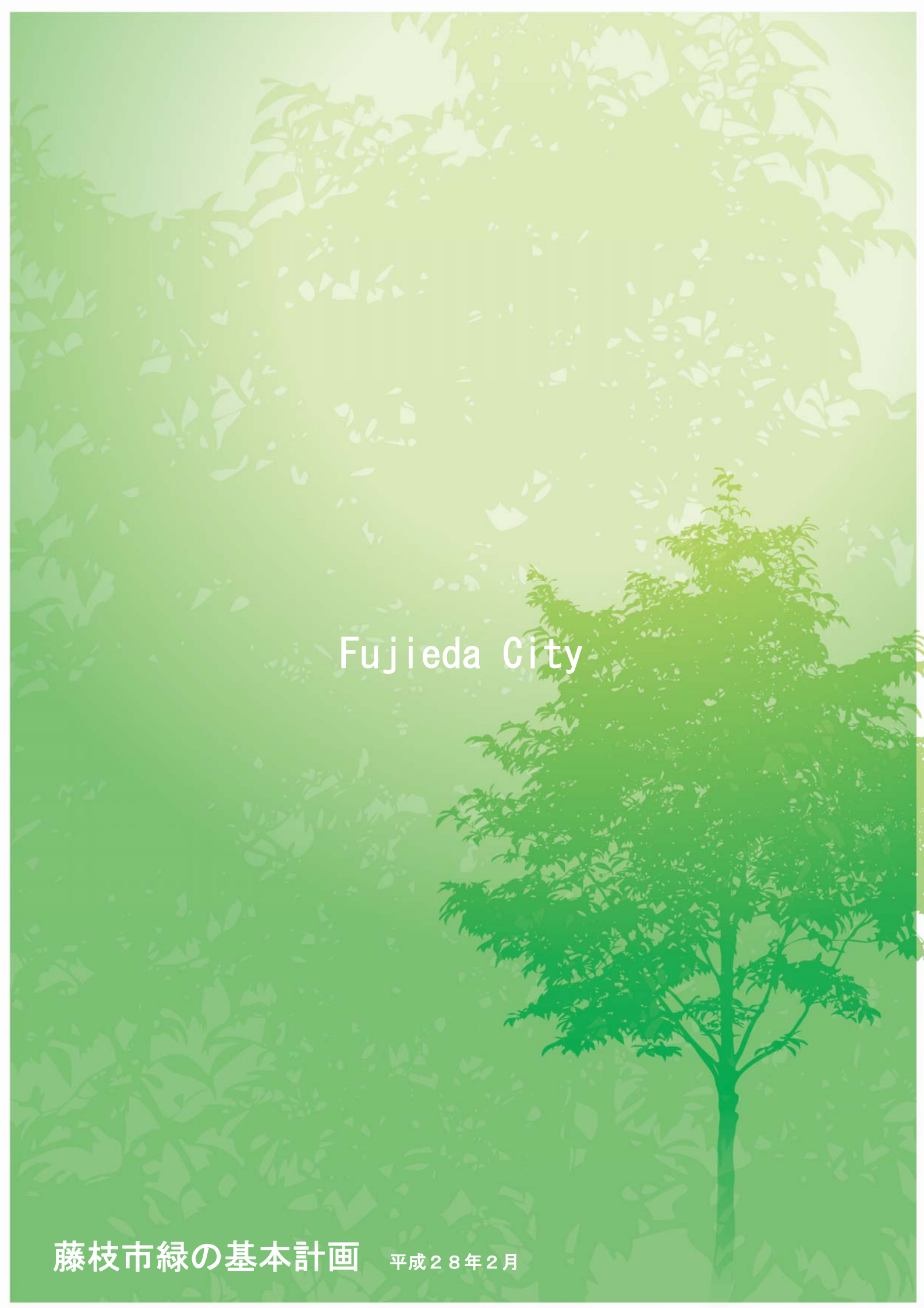
編 集 都市建設部 都市政策課

〒426-8722 藤枝市岡出山1-11-1

電話：054-643-3373 FAX：054-643-3280

E-mail：toshiseisaku@city.fujieda.lg.jp

URL：<http://www.city.fujieda.shizuoka.jp>

The background of the entire page is a lush green image. It features a dense pattern of leaves and branches, with a prominent silhouette of a tree on the right side. The overall color palette is various shades of green, from light lime to deep forest green.

Fujieda City